オランダソーシャルファーム

実態調査報告会



アムステルダム

日時:2019年11月4日(日)13:30~16:00

会場:戸山サンライズ2階 大研修室

主催:公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

助成:埼玉県民共済生活協同組合

目次

趣旨	2
プロフィール	3
■報告1	5
オランダに学ぶソーシャルファームの今後の方向	
~「日本型ソーシャルファーム像」を求めて~	
■報告 2	28
オランダのソーシャルファーム訪問調査報告 I	
■報告 3	45
ー 16 G G G G G G G G G G G G G G G G G G	
質疑応答 質疑応答	54
異 関連資料(オランダソーシャルファーム実態調査日程表)	
ノムヘノルノム(Ng)ソーシャルファームに関するセミナーの開催実績	
ノーフッルファームにぼり のじミナーリ併作 天和	

趣旨

ソーシャルファームは、障害者など一般雇用が困難な者の雇用を目的とした社会的企業の 1 つであり、ヨーロッパを中心に発展してきた。その重要性は増してきているが、制度の形態は国によって異なる。これまでイギリス、ドイツ、フィンランド、イタリア、韓国のソーシャルファームを実地調査し、シンポジウムを開催し、それぞれの国の立場から日本型ソーシャルファームの推進に向けてのヒントとなる講演を聞く機会を設けた。

今回のセミナーでは、2015 年に施行された社会参加法による改革を行っているオランダのソーシャルファームを訪問・調査した結果を報告し、今後の日本におけるソーシャルファームのあり方について意見交換を行う。

プログラム(順不同・敬称略)

13:30-13:35 開会挨拶

福母淳治(公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会常務理事)

13:35-14:35 報告1 「オランダに学ぶソーシャルファームの今後の方向

~「日本型ソーシャルファーム」像を求めて~」

炭谷茂 (ソーシャルファームジャパン 理事長

社会福祉法人 恩賜財団済生会 理事長

公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 会長)

14:35-14:45 休憩

14:45-15:15 報告2 「オランダのソーシャルファーム訪問調査報告 I」

寺島 彰 (元 浦和大学総合福祉学部 学部長教授

公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 参与)

15:15-15:45 報告3 「オランダのソーシャルファーム訪問調査報告Ⅱ」

野村 美佐子(公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 参与)

15:45-16:00 質疑応答

16:00 閉会

プロフィール

炭谷 茂/Shigeru Sumitani

ソーシャルファームジャパン 理事長 社会福祉法人 恩賜財団済生会 理事長 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 会長

1946 年富山県生まれ。1969 年東京大学法学部卒業後、厚生省(当時)に入る。厚生省社会・援護局長、環境省官房長等を経て、2003 年7月環境事務次官に就任、2006 年9月退任。現在恩賜財団済生会理



事長、中国残留孤児援護基金理事長、富山国際大学客員教授、環境福祉学会会長等を務める。 国家公務員在職中から一個人として障害者、ホームレス、引きこもりの若者、刑余者などへの就 労支援、貧困地域のまちづくりなど社会貢献活動に従事している。

著書に「私の人権行政論」(解放出版社、2007年)、「環境福祉学の理論と実践」(編著、環境新聞社、2006年)、「社会福祉の原理と課題」(社会保険研究所、2004年)。

寺島 彰/Akira Terashima

前浦和大学総合福祉学部 学部長 教授 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 参与

大学で障害児教育を専攻。身体障害者更生施設のソーシャルワーカーとして 16 年間勤務した後、厚生省(現厚生労働省)障害福祉専門官、国立身体障害者リハビリテーションセンター国際協力専門官、同



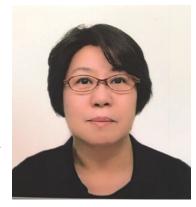
センター研究所障害福祉研究部社会適応システム開発室長、同障害福祉研究部長、浦和大学総合福祉学部教授・学部長等を歴任。現在は、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会参与。

日本社会福祉学会、日本介護福祉学会、日本経済政策学会、日本地域政策学会会員。日本 障害フォーラム国際委員長、障害者放送協議会放送通信バリアフリー委員会委員長等を務める。 社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員。

野村 美佐子/Misako Nomura

公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 参与 日本 DAISY コンソーシアム事務局長

1987 年から 12 年間ボランティア活動に従事し、その間、障害者に関わる国際会議支援、英語版「アクセシブル東京」の編集、「Travel for All」のセミナーを企画・実施する。その経験をきっかけに 1998 年に (財)日本障害者リハビリテーション協会に入会。情報センターで障害



者に関わる情報収集・ウェブでの提供(www.dinf.ne.jp)を主導し、2007年から2015年まで情報センター長としてアクセシブルな情報技術である DAISY の普及などさまざまな事業を統括してきた。その一つとして、障害者のソーシャルインクルージョンに関わる事業に1999年より従事。この事業の中で、日本でのソーシャルファーム促進に関連して、欧州における実態調査に同行し、その動向について積極的に情報提供を行っている。

現在、国際図書館連盟(IFLA)特別なニーズのある人々のための図書館サービスセクション委員、日本図書館協会障害者サービス委員会委員、ダスキン・アジア太平洋障害者リーダー育成事業実行委員。

■報告1

オランダに学ぶソーシャルファームの今後の方向 ~「日本型ソーシャルファーム像」を求めて~

> ソーシャルファームジャパン 理事長 社会福祉法人 恩賜財団済生会 理事長 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 会長 炭谷 茂

炭谷/今日はお忙しいところお集まりいただき、本当にありがとうございます。まず私から、オランダに行ってきました、オランダのソーシャルファーム全体のアウトラインをお話ししようかと思っています。

おそらく今日いらっしゃった方ではオランダについて詳しい方の方が少ないのではないかと。これまでオランダの社会福祉や社会保障については報告されていませんので、できるだけわかりやすく、私もオランダの社会福祉を本格的に勉強したのは、今回の調査を通じてですので、皆様と一緒に勉強するつもりで、お話を1時間ばかりさせていただきます。

そもそもなぜ我々、今度、オランダのソーシャルファームを調査することになったのか。実は、きっかけとしては、オラ初のソーシャルファームについては、最初でいた。いつからやっていたという情報に接しているからかソーシャルファームの先駆けているというでは、時年、今回の調査に当たっても大変参考にありません。昨年1月に日本財団が国会議員や本日も出席されています。この報告にあれています。この報

告書もインターネットでアクセスできますので、ぜひご覧いただきたいと思います。

実は今回の調査にあたって、この報告書を私はじっくり読んで臨みました。大変有益でした。オランダの社会福祉については、これまでもこの分野についてのいろいろな研究者、例えば東海大学の廣瀬真理子さんもこの分野の専門家として、長く研究に携わっていらっしゃいます。ここで廣瀬さんの書かれた論文や著書を私も大変参考にしております。このようなものを踏まえ、私自身がなぜオランダのソーシャルファームを調査しようと思ったのか。大きく3点あります。

第1点は、実は今、社会保障改革が安倍 内閣によってスタートしました。日本の新 しい社会保障の体制がつくられようとして います。私自身は現在、進められている内 閣の社会保障の改革について危惧感を持っ ています。負担ばかり増えて、これまでも なわれている情報では、負担が増えてしま うという議論ばかり先行していますが、高 福祉・高負担のあり方が問われています。 世界には社会保障で活力を高めている あります。その代表がオランダです。

オランダは世界の中でも大変うまくいっている。オランダ型福祉国家と言われてい

ます。オランダ型福祉国家というのは、一言でいえば、スウェーデンやフィンランドのような北欧型とドイツ型の中間をいく形で、戦後、オランダ型福祉国家を築いてまいりました。これも順調に進みました。いずれの国もそうですが、1970年代にオイルショックがきました。そのためにオランダ病と、世界からそんなことやっているから、国がだめになったと批判されました。今の日本もそのような目で見られているかもしれません。

しかし、オランダはそこで、後ほど詳しく話しますが、国民が叡智を集めて、議論されました。1980年代から急激にオランダが立ち直り始めました。今日も日経新聞をご覧になった方がいらっしゃると思います。3面に世界の年金制度で、一番充実して持続可能性があるものをもつトップは、オランダです。日本はずっと下位、韓国よりも下位でした。年金をみても、オランダは世界一の充実度です。

また、これは10月9日、世界経済フォーラムという権威ある団体が世界経済競争力ランキングを発表しました。この4位がおランダです。経済力も優れている。今日新聞にのっている、年金も優れている。各種です。これを俗に「オランダです。これを俗に「オランダです。これを俗に「オランダの奇跡」と言われ、そこで、私は日本がように高福祉・高負担はもたないと、おうに高福祉・のかという疑問を持っておました。そこでぜひ一度、オランダを実際に訪ねてみたいと思ったのです。

今日の議題であるソーシャルファームと いうものが、オランダの福祉において、ど ういう役割を果たしているか。今世界でい ちばんうまくいっているオランダの福祉に おいて、どういう位置付けになっているか、 これを探りたいと思ったのが第1です。

第2の目的は、今度東京都のほうでソーシャルファーム推進条例が作られることになりました。今年12月ソーシャルファーム推進条例を提案することは、小池知事が明言されました。そして明日から始まる都議会で、具体的などういう制度にするのかという質疑が代表質問などで行われ、だんだん明らかになってくると思います。

このように首都、東京都がソーシャルフ ァームを制度化することになれば、今、全 国でいろいろなところが東京都の動きに注 目し、ソーシャルファームが一層進むもの と期待しております。その場合、ソーシャ ルファームの制度化に努力してきたのが、 我々日本障害者リハビリテーション協会の 調査です。大変大きな役割を、東京都の制 定にあたり参考にしていただきました。ま た東京都の職員の方が実際、ドイツ、イタ リア、韓国に行かれて調査をされました。 オランダは東京都はいってませんが、これ も参考になると思います。これから日本で ソーシャルファームを作る場合、どのよう なところに気をつければうまくいくのか、 これを探りたい、これが第2です。

第3は、これは私の個人的な意向が入っています。農福連携事業です。数年前から、大変力を入れて実績を残しています。ようやく厚生労働省では、数百万という少ない予算要求を来年度始めてきています。 農福連携事業がいろいろなところで試され、実践されている。 農福連携事業のパイオニア

は、オランダです。オランダで農福連携事業が生まれ、発展して大きな力になっています。この機会にぜひ農福連携事業がどんなようにうまくいっているか、見たいと思いました。そして、ソーシャルファームで農福連携事業がどう役立っているか、これも併せて見たい。

この3つを、大変限られた調査期間ですが、よくばった3つの調査を行うことができました。

レジメの2です。オランダのソーシャルファームを巡る環境。これについて皆さんと考えてみたいと思います。

たぶんオランダについては、ほとんどの 人はよく分からず、漠然と、なんとなく親 近感が持てる国という感じだろうと思いま す。そこでまずは政治状況を皆様にお話し たいと思います。これは大変重要です。

実はオランダは、もう歴史で勉強したこ とを思い出していただければ16世紀にドイ ツにルターが宗教改革を行い、その後、フ ランス人のカルヴァンがルターの教えをさ らに理論化して強烈に宗教改革をしました。 その影響をオランダがまともに受けました。 オランダは当時は、軍事的に弱い国で、ス ペインに占領されていました。そしてカト リックのローマ教会に、完全に支配された 国でした。そこにカルヴァンの思想を受け た人たちが、運動を行います。カルヴァン 派の宗教勢力がかなり勢力をしめて、そこ がオランダとして独立します。オランダが 独立したのは 1648 年です。このような形で カルヴァン派がつくったのが、オランダの 国です。そのカルヴァン教会は実際には宗 教活動だけではなく、ここが重要です。医

療、福祉、教育、そのような国民生活に密 接なことをやっていこうと。それによって 国民生活を支えていこうということをやり ました。そして政党を作ろうと。

キリスト教系の政党をつくり、これが政治を政権を握ってきました。キリスト教系が政権を握った。ただ誤解ないた。ただ誤解ないないないでは、オランダでは、カトリングでは、カトリングでは、カトリングでは、カトリングに関系がオラングは1つのことに染まりません。オラングは1つのよりませんだがあったがオラングである、ころです。ダイバーシテに残なところです。ダイバーシテに残なところです。ダイバーシテに残なところです。ダイバーシテに残なところです。ダイバーシテに残ないるの民主主義政党がなりスト教系の民主主義政党がなり、オランダ型の福祉国家を作ってと戦後来、オランダ型の福祉国家を作ってと戦後来、オランダ型の福祉国家を作ってとました。

しかし先ほど言いましたように、オラン ダ病にかかり、もう立ちゆかなくなった。 そこで現在は自由民主国民党と訳されます が、これはどちらかというと福祉国家は守 る、しかし、競争原理をそこに入れなけれ ばならないと主張している政党が中心になって、現在は他党と連立を組んでいます。 だからオランダはこのように多様な政党が 一緒になってやっています。基本はオラン ダ型の福祉国家をもり立てていきたいとい うことで一致しています。

そして②に書いた通り、オランダはあくまで政党指導、国家指導。小さい国で、九州ぐらいの小さい国ですが、あくまで政党が指導する。国家が指導しています。

しかし、③のように、最近は中央集権か

ら、徐々にそれだけでは医療、福祉、教育 はうまくいかないと、だんだん地方分権化 が進んできました。だから今回の私どもの 行ったソーシャルファームに関することも 大改革が行われ、中央集権から地方自治体 へ権限を渡し、責任を持たせる形で、変化 をしてきています。

2. 経済状況。まさにオランダの奇跡、 世界の経済の優等生になります。つまりヨ ーロッパの経済不調のときに奇跡の経済復 興をされました。これは、どうしたら経済 が再建できるか、このままでは国家が衰退 してしまうということで、経営者と労働組 合が徹底的に話し合いました。その結果、 オランダの経済がよみがえるわけです。 現在の経済の数字について、例えば1人当 たりの GDP は日本よりもかなり高いわけで あります。また先ほど言いましたように、 10月9日、世界経済フォーラムが発表した 世界競争ランキングでは世界第4位、日本 は第6位でしたが、そのように強い経済力 を保っております。物価上昇率、失業率も 良好な数字が出ています。なぜそうなった のでしょうか。

オランダは大変貧しい国です。何も資源がありません。あのナポレオンでさえ、オランダなんて占領する価値がないと言わしめた国です。オランダのことを現地語では、「ネーデルランド」といいます。低い土地という意味です。何も資源がない。そういう資源のない国が、どうして繁栄したのか。皆で付加価値の高い経済活動をしようと。その1つが農業であります。

農業はなかなか経済的価値のない分野で すが、これをいかに商品化し、高い商品を 作るか。例えば、スーパーに行くと、必ずオランダのトマトやパプリカが売っています。これが大変高い価値で売れている。また資源がないため、貿易などで稼いでいる。それから最近は情報産業、ITで稼いでいこうという、そのような形でいろいろと工夫し、資源なき国でありながら繁栄しています。

そして③、これがオランダの秘密。いわば、オランダ型福祉国家の大きな特色の第一番目です。労使協調路線をとっています。労働組合と、日本でいえば経団連のような団体。それが話し合い、労働条件、給料ららと、これらを話し合い、労働等を受ける。メーシャルファームにおしたが働きを受けます。できるだけ働きを受けます。できるだけ働きを受けますがら、できるだけ働きを受けますがらいたがません。労働時間をですね。労働時間をですね。労働時間をですね。労働時間をですね。労働時間をでするだけ多くしたい。そのためにお互い妥協しなければいけません。

対してオランダは 20%少ない 1378 時間になっていました。だいたい 20%の労働時間の削減。1人当たりの GDP は日本よりも2~4割ほど高い。つまり労働生産性が、少ない時間でたくさん成果を出しているといえるわけです。

そして次に特色があります。オランダは 多様性、ダイバーシティの国だと強調しま した。つまり、オランダでは女性の就労も 盛んです。ただし、ここはオランダ自身は 日本と同じような男が働き、女性が専業主 婦という家族の分担が意外に長く続いてい た。現在でもそのような状況があると言わ れています。これはあくまで、千葉大学の 水島先生がお書きになった本の受け売りで すので、現在は変わってきているだろうと 思います。ただ、基本的には男が働き、女 性は日本と同じようにパートタイム労働の ような形になっている。だからオランダは 1.5型。1が男性、0.5が妻。ある本では、 0.75 になっている家庭もあると書かれてい ました。その点において、まさにワークラ イフバランスがとれていることが、オラン ダの特色と言えます。

第3の分野、社会分野を考えてみたいと 思います。ここがオランダ型福祉国家の第 2の特色です。オランダでは、中間組織が 大きな役割を果たしています。キリスト教 系が医療、福祉、教育分野で公(おおやけ) よりも大きな役割を果たしています。これ がいわばソーシャルファームを運営する基 礎になっています。これがオランダ型福祉 国家の第2の特色であります。

第3番目。地域での助け合い。オランダ では「マントルケア」と呼ぶらしいです。 なぜ地域での助け合いの風土があるかといえば、私の推測ですが、オランダでは干拓がどんどん行われています。4分の1が海抜より低い土地です。そうすると水の管理が大変です。日本でもそうですね。田舎の農家では灌漑用水をどのようにコントではのようなことがオランダの風土づくりに影響したものだと思います。まさにソーシャルファームは人との結びつきですから、ぴったりなわけです。以上が、ソーシャルファームをめぐる環境です。

3に入ります。最近の障害者の福祉政策の基本報告です。オランダは1700万人の人口で、障害者は180万人、だいたい国際的な平均である10%を上回るくらいが、障害者と呼ばれているので、世界の平均なみだと思います。そこで、オランダ型福祉、かつてはオランダもとにかく給付をすればいいという形で進めてきました。これが大きく修正しはじめています。給付から就労へと、大きく変化をしているわけです。オウェンダだけではなく、ヨーロッパ全体、ウェルフェアからワークフェアへの流れにそうものです。なぜそうなったのでしょうか。

財政支出が持たなくなってきたところもあるでしょう。濫給(らんきゅう)、不正受給とまでは言わないですが、効果の無い給付というか、翻訳が難しいのですが、これは一部では就労不能保険でみられました。これは日本でいうと障害年金のようなものです。障害年金が手厚い、またこの認定が非常に緩い。そして比較的高い。これまで働いていた給料と同等なほどの給付額を適用する。50前後の人に、そろそろあなたも就

労不能保険がもらえるから、そちらに移って会社を辞めたらどうかということが行われていると聞きました。だからこれが不適切な運用にされていたわけです。

そこで2014年に改革が着手され、今進行中なわけです。これまで行われていた法律を再構成し、社会支援法と社会参加法の2つにしました。分かりやすく言うと、社会支援法は日本では福祉ケアです。福祉的なケアが必要だ、生活援助が必要、しかし就労能力が期待できない、そういう人々への支援です。その他の人々は社会支援法で、残存の就労能力をできるだけ生かし、社会の一員として暮らせるようにする。そのようになったわけです。

だから2014年の改革は正にソーシャルインクルージョンを目指しました。常にオランダは多様性が優れている国です。移民がなんと外国出身の人が20%をしめ、難民も比較的寛容に受け入れています。もともと多様性がある国なので、ソーシャルインクルージョンを進める素地があったのです。特に2016年度で障害者権利条約を批准しており、障害者権利条約の基本理念はソーシャルインクルージョンです。それをさらに進めるためにも、この社会参加法、社会支援法という両立ての法律で、ソーシャルインクルージョンを進めたいとしたわけです。

それとともに、これまで国家が主導してきました。やはり地方自治体に任せないとうまくいかないということで、地方自治体への権限委譲が進められました。これも今までずっと何百年にわたって、国家がすべてしてきたのをいきなり地方自治体にというとうまくいかない。我々も地方自治体の

人に会いましたが、戸惑いがありました。 国からお金がくるが、不十分だという苦情 を聞きました。

今話した2014年できた2つの法律のうち ソーシャルファームと不離不即の関係があるでは、社会参加法です。その法と、その法と、いうなとの関係についます。社会参加法は2015年1月1日によりはあます。社会参加法は2015年1月1日によりが困難なした。就労が困難なした。就労が困難なした。がようというと。ですから、これによってジョンを実現しようと、ですから、中級の労働者と同じ水準を保障する。まさに我々の労働者と同じ水準を保障する。まさに我のが、は全く同じです。その人たちが、生活を安くとが制度化されています。

そこで従来からの制度、それを変えるの が社会参加法です。従来はどこがマズかっ たのかを知る必要があります。社会扶助と 保護雇用の 2 本立てです。これがどうもう まくいっていない。特に保護雇用、これを 実施するのが社会適用事業所で、オランダ 独自の制度です。社会雇用事業所というも のがあり、これはどうもイメージとしては 日本でいうと、A型、B型の事業所のよう なものを想定するといいと思います。ここ では一定の社会雇用事業所では、障害者の 方々がそこで勤務し、そして一定の給料が 保障される。たぶんそうだと思いますが、 最低賃金相当の給付は保障される。どんな 働き方でも保障されるという制度になって いたようです。そして、社会雇用事業所で は、そのお金はすべて国家から来る。だか ら事業所では、極端に言うと、適当にして

いても、ちゃんと国家からお金が保障されて働いている人に渡せる。だからそこでは働いても、生活は安定するかもしれないが、 生きがいなどが得られない。こうした自立 意欲の乏しい働き方になっていた。

また、閉鎖的な職場で、本来必要なソーシャルインクルージョン、一般の人とのお付き合いが無かったのです。これはヨロッパ全体がそうですね。例えばイギリスにある世界のモデルと言われたレンプロイ公社。日本からも戦後何万人も視察に行きました。今では全廃しました。全く同じことです。働く意欲がわかない。こういうところは滅びていき、全廃している。それと通底するものを感じました。

そして、一方、社会雇用事業所、従来の 保護雇用ですが、認定がたいへん甘く、ほ とんどフリーパスで認定していましたので、 どんどん増えていきました。そこでは就労 の質がたいへん悪くなっていました。国家 は一方的に出すだけでした。そこで、これ は何か改革しなければいけないと。彼らは、 新しい保護雇用と呼んでいます。新しい保 護雇用というのは、実際見てみると、イコ ール、一般雇用に近いのではないかと思い ます。でも、あえて新しい保護雇用とつけ たのは、いきなり従来の保護雇用がもうな くなるとすれば、一種の政治的なレトリッ ク、あまりにも強烈すぎるという意味で、 オランダでは新しい保護雇用と呼んでいる のではないかと邪推しました。

新しい保護雇用とは何か。まず昔から、 すでに古い法律に基づいて保護雇用してい る方はそのままでいいとしました。しかし 新規のものは一切認めないとなりました。 だから、いずれなくなるわけです。新しい保護雇用というのは何なのか。厳格にの出党を判定しようと。そして判定するのは、 UWV=オランダ労働者保険事業団がこのまで対して対策をした。またこの事業所で労働契約を活びた利用者というと、この事業所で労働契約を結びによいの労働者というのは、ものと上のの労働名というが、これに規定は超えているのは、これに対策をもらえる。がいたい、その1~2割くらいたいる、その1~2割くらいたいる、その1~2割くらいたいる、それが普通だと話を受けて働く。

一方、その事業所では、例えば、その人に 15 万円払わなければいけないとすると、この人の就労能力は、5 万円くらいしかないとすれば、差額の 10 万円の負担を従来は国だったのが地方自治体にします。そしてあと 5 万円働けるはずだと、厳格に評価をして払うようにしました。ですから企業側も、何とか就労能力、生産効率を上げ、国から余分にもらえればいいわけです。できるだけこの生産効率をよくするように、インセンティブが働くわけであります。

そこで、経営者も企業側も協力をして、2024年までに12万5000人を新しい保護雇用で障害者等を雇用すると、約束し、着実に実施されています。一方、これまでは国だったのを自治体が責任を持つこととしました。そして自治体は企業だけでは足りないので、自分のところで雇用する、公共事業で雇用する、場合によっては、自分のところでいろんなところに働きかけて、新しい保護雇用をできる所をつくっていくとい

う責任を負うことになりました。しかし、 残念ながら、進んでいない。これが現状で あります。

そこで(2)新の社会参加法におけるソーシャルファームの位置付け。そして新しい保護雇用を行う団体として、私は4つあるのではないかと思っています。

1つは、従来からやっている社会雇用事業所。従来のものは、昔からそのままできるがもう新しい利用者は入ってこない。新しい保護雇用をどんどん引き受けないと滅びます。はじめは、古い保護雇用を続けているとしまして、猛反対したんです。こんなことをやっていると自分のところはつぶれるのではないか。でも今は、新しい人を受け入れなければならないと変わってきました。

2番目は一般企業。こちらも協力をしている。3番目は自治体での協力。そこでも雇用をしている。しかし、これはなかなか進んでいないとのことでした。4番目に純粋なソーシャルファームがあります。そこでロ)です。ソーシャルファームの視察を行いました。

1つは、ステーンヴェーク。アムステルダムから北にある小さい都市のヨーストラ・ストゥール・ヘルゾルハー社。これは純粋なソーシャルファームです。オランダではソーシャルファームという言葉よりも、ソーシャルエンタープライズ、社会的企業という言葉の社会的企業組合が作られ、そこに所属をしています。そこの全国団体には現在 200 社が加盟しています。そして社会的企業組合に所属すると、ロゴマーク

を受けています。そこの社長さん、ヨーストラさん、経営能力は抜群で非常に愛想がいい。すぐに迎え入れてくれ、素晴らしい経営者らしいなと思いました。なぜこういうことを始めたか。

自分の働いていたところに目の不自由な 方がいらっしゃった。肢体不自由者の方々 に仕事場をつくらなければならないと、そ ういう思いでこの会社を作ったと。

現在は2か所事業所をされており、40名の従業員がいました。そのうちの30%が障害者で、視覚障害者や自閉症、精神障害者、身体障害者を積極的に雇用しているように伺いました。

そして専門職と一緒になって仕事をする。 仕事は椅子などの修理です。例えば市役所 の議員さんの座る椅子がだんだんと汚れて きてしまった、それを変える。そして飛行 機、KLMの座席修理も引き受けています。ま た、そういうものの修理、リユースといい ますか、場合によってはリサイクルもある でしょう。そういうものでも成功している とのことでした。他にも同じようなことを している会社が3つあるとのことですが、 そこに十分打ち勝っていると。

30%が障害です。視覚障害を含めて重度障害者を雇っているが、十分やっていると。その1つの秘密は、公が積極的に仕事を出してくれる。市議会議員さんの椅子はこの会社に任せよう、そういう応援もあると伺っています。入った玄関には、オランダの国王がこの会社を訪問したというパネルもありました。

次に見てきましたのは、ウエストランド

職業訓練もやっていました。これは難民の方々のような、移民の方々です。そして、若者で失業している人々。こういう方たちは職業訓練だけをする。さらに、従来の保護雇用、昔の保護雇用で経過的に存在しているもので、23 名いました。新しい保護雇用が圧倒的に多く約 300 名がやっていました。

仕事内容はさまざまでした。電気器具の 組み立てや、そしてパッキング、溶接、ソ ーラーパネル、ケータリング、清掃など。 中身は輸出品など多数扱っています。日本語で表してもました。 与は最低賃金を超えています。日本語で表してもました。 トヨタのカイゼン方式を導入しても導入してがよいるのです。 明るかったですね。積極的に私どもにいいらっした。 とれが本当のソーシャルファームだなと伝わってきたのです。

ただ、この会社は先ほどの椅子のリサイ

クルのときと違い、一般の労働者は本当に 指導者のみです。ですから当事者の方が圧 倒的に多い。この部分が限界、問題だろう と思いました。一般企業でも新しい保護雇 用を引き受けることになっています。後 ど説明しますが、ウエストランド市のフと ど説明しますが、ウエストランド市の方と できました。これは全く別の観 点で考えたほうがいいと思います。ソート マンファームや一般企業で働けるように職 業訓練をしている会社でした。

ユトレヒトは有名な大都市ですね。そこのカラーキチンでは、障害者、長期失業者、元受刑者等を対象に、レストラン業務を 1 年間かけて訓練し、そこで終わった人をカラーキチンで雇用するというところを訪問しました。

5です。ではオランダにおけるソーシャルファームは、どうなっているのか。まずオランダでは、我々が目指している純粋なソーシャルファームは彼らは社会的企業=ソーシャル・エンタープライズと一般的によったの数字をつかめれば良かったのですが、全国団体に帰属するところが 200 社あるで、最低 200 社だと思います。使命感をもち、常に起業家のスピリッを持ってやっているなと感じました。社会を持ってやっているなと感じました。社会を加法に基づく雇用を積極的に引き受け、経営の安定化がはかられている。

一方、限界はあるけれど、従来の社会雇用事業所、これも数について、実は我々は役所にたずねませんでしたので、正確には掴めませんでしたが、その全国団体は 100属しているので、100以上はオランダにあると思います。そこでは、新しい保護雇用も

積極的に引き受けるようになっている。引き受けていかないとうまくいかないわけです。そして、今ではオランダでは、社会参加法に基づいて、ソーシャルファームを中心に動いています。

そして経営は(6)に書きました。ビジネス志向で、価格も競争できるものでなければならない。対象者は、障害者や長期失業者ですが、他のカテゴリー、例えば我々の目指しているソーシャルファーム、元受刑者や移民などについては、この対象にしないで、ここでは職業訓練だけ行う。この部分はこれからのオランダの課題だと思います。

次に第3の目的、農福連携事業。オランダは農業国ですが、農業は小国でありながら、アメリカについで世界第2位です。農産品の輸出国です。高付加価値の野菜、チューリップなどを輸出しています。なぜ、それだけの競争力があるかというと、生産技術を常に向上させ、IT等の技術を大胆利用する、植物工場を作っていくなどの工夫があるからです。

そこで私が非常に関心を持ったのは、ケアファームです。簡単に説明します。30年前から全国農業協同組合連合会、農水省の関係部局ですが、この指導によりケアファームが作られ、今は1400社できています。この主たる目的は農業経験をすることで精神障害者、知的障害者、高齢者、バーンアウトした人を対象に、心身の回復をはかる。農業体験によってです。

アムステルダムのオンス・フェルラング というところのケアファームを視察しまし た。主に酪農をやっていました。60 人の知 的障害者の方がデイケアをしている。そし て32名の方が入所施設で生活されています。 事業費は介護保険から給付されています。 夫婦だけで経営していたのが、だんだん大 きくなっています。ここも王室が訪ねられ た写真、パネルが展示されていました。ケ アファームは、我々が見たものは、いわゆ るソーシャルファームではなく、療養施設 のようなものですが、我々は訪問すること はできませんでしたが、就労の場としての ケアファームがあるということがインター ネットでは掲載しています。EU では社会的 農業という形で、農業によって就労してい こうと。これが進められていますので、オ ランダでも盛んです。そこで本当の農業を うまく利用したソーシャルファームを視察 できればよかったのですがそれができませ んでした。

そこで、一般の企業の中で、農業関係の 仕事を行っている企業を訪問し、その一端 を見ることができました。①ウエストラン ド市のラスクスワーン社。これは大変大き い、世界第4位の種子会社です。日本にも 最近、千葉県房総に会社をつくり、今年は 高知県にも会社をつくるんだと言っておら れました。ここでは8名の障害者の方が雇 用されています。いわば日本でいえば、障 害者雇用のような感じだと思っています。

②のウエストランド市の世界園芸センター。これは大学によって設置、運営され、教育、研究、一般の展示を行っています。 ここでも先ほど言いました、社会雇用事業所から派遣された障害者が1名、事務作業をしていました。

③ウエストランド市のファン・デル・クナ

ープ社。これがまさに障害者の方が農業用の培地、腐葉土を売るという、製造販売に 1人、携わっていました。大変生きがいの ある仕事だということで、経営者の方も障 害者雇用に熱心に取り組んでいると印象を 受けました。

最後にまとめます。7です。今後の日本に とって、オランダのソーシャルファームは どのように参考になったのか、について。

1、やはりソーシャルファームは大切になっていく。ソーシャルインクルージョンが社会政策の基本になる。これを実施するためには、ソーシャルファームが必要です。他の保護労働はだんだんなくしていく方向に移っていくわけです。当事者の方々も意識をそう変えられています。ですから、オランダではソーシャルファームが就労困難者の中心的職場に移行しているんだろうと思います。

2つめ。対象は障害者を中心にして大変 狭いのです。これがオランダの限界かなと 思って、もう少し広くしていく必要がある と思っています。移民や元受刑者について は、訓練はやっておりました。 3番目。オランダの大きな特徴ですが、 オランダのソーシャルファームの給与水準 は、必ず最低賃金を保障する。その補てん は国からの補助金を受けて地方自治体が行っている。これにより生活が安定し、生き がいを感じるまでになっている。

4つめ。ソーシャルファームの経営力。 私どもが見た、ソファーや椅子の修理を行 なっている人たちは、大変経営力がありま した。民間企業でも十分戦っていける。

5番目、職業訓練の必要性を非常に感じました。企業も労働組合も全面的な協力をしている。働く場においても、障害者の方々の特性に配慮してなされていると思います。

7番目。付け足しですが、農福連携事業 は期待に反せず、オランダでは大変活発で す。さすが世界の農福連携事業のパイオニ アだと。特にケアファームという新しい形 態、日本ではまだまだないと思いますが、 このようなこともこれから役立っていくの ではないかと、思います。以上、時間とな りました。ご清聴ありがとうございました。

発表資料

■報告1

1 オランダにおけるソーシャルファーム調査の狙い

調査に当たっては、次の3つの観点から考察

- (1) オランダの福祉国家におけるソーシャルファームの位置付け
 - ① 日本で社会保障制度改革が安倍政権によって現在進められているが、今後改革案が 示されていくと思われる。
 - ② オランダは、戦後独自の「オランダ型福祉国家」を築いてきたが、経済の低迷、財政支出の増大等を受け、「オランダ病」に陥ったと言われた。そこで政・経・労の協力で独自の社会保障改革を行い、経済の回復、失業の低下などを遂げ、「オランダの奇跡」と称されるまでになった。行ってきた。

この中にあってソーシャルファームは、どのように位置づけられているか?

- (2) ソーシャルファームの実態の把握
 - ① 日本では国、東京都等でソーシャルファームの制度化に向けて検討が進行。東京都では 12 月都議会に条例案を提出。

ョーロッパ諸国は、ソーシャルファームの先進国。これまでイギリス、ドイツ、フィンランド、イタリア、韓国を訪問調査。基本的な目的、仕組みは、共通しているが、制度の細部は各国に差異。

- ② オランダのソーシャルファームの特色は? 日本の参考になることは?
- (3) 農福連携事業の実態
 - ① 農水省を中心に国では農福連携事業を推進。民間でも取組みが進む。 かなりの実績
 - ② オランダは、農業国。農福連携事業のパイオニア。 実態を把握し、日本の参考に

2 オランダのソーシャルファームを巡る環境

- (1) 政治状况
 - ① キリスト教系民主主義政党が長期政権 「オランダ型福祉国家」の形成の中心 1980 年代 「オランダ病」の発生

1994年大敗後 連立政権

- ② 政党主導で国家運営
- ③ 中央集権的に行われたが、近年自治体に権限移譲 自治体の体制が整わない面も ソーシャルファームも自治体に期待
- (2) 経済状況
 - ① 順調な経済

「オランダ病」からの回復

ヨーロッパの不調時に「奇跡の経済成長」

実質 GDP 成長率 2.54% (2018 年。以下同じ)

一人当たり名目 GDP 53,106 ドル (13 位) 日本 39,305 ドル (26 位)

消費者物価上昇率 1.70%

失業率

3.84%

② 付加価値の高い生産活動を目指す

農業

貿易

情報産業

③ 労使協調路線

オランダの顕著な特徴 労使間協定の拘束力 賃金決定

労働者の地位の安定

これによってソーシャルファームの賃金、労働時間の保障

④ ワークシェア、パートタイム労働、早期退職の普及

就労形態の多様化

労働時間の縮小

女性の就労増大

「1.5型」の就労

⇒ 個人生活の重視

- (3) 社会状况
 - ① キリスト教系中間団体の活動

福祉、教育、医療等の分野

- ② 男女の役割分担男性が働き、女性が家事の伝統
- ③ 地域での助け合いが活発 「マントルケア」 住民間の話し合い 干拓地の水利管理は、住民間の協力が必須 ソーシャルファームの素地がある。

3 最近の障害者福祉政策の基本方向

- (1)「オランダ型福祉国家」の修正 「給付主体」から「就労重視」に転換 ヨーロッパ全体の動向 財政支出の増大 濫給の拡大 就労不能保険
- (2) 2014年 社会支援法、社会参加法の制定 従来の法を整理統合
- (3) ソーシャルインクルージョンの推進 新法の基本理念 2016 年 障害者権利条約の批准 オランダは、元来「包摂社会」(ダイバーシティ社会) 移民の受け入れ 多様な人種構成
- (4) 地方自治体への権限移譲地域ケアの推進方向体制が未整備財源不足の自治体から不満が出ている。

4 社会参加法とソーシャルファーム

- (1) 社会参加法の概要2014年成立 2015年1月1日施行
 - ① 目的

労働市場では就労の場を見つけることができない者に就労の機会を創出 ⇒

これによって障害者等を地域社会で受け入れ、ソーシャルインクルージョンの実 現

通常の仕事に就く。

一般の労働者とともに働く。

ソーシャルファームの目標と一致

最低生活の保障(最低賃金の保障)

社会扶助や従来の「保護雇用」を受ける者の縮小

従来の「保護雇用」の問題

「社会雇用事業所」の硬直化

非効率な経営

生産性を考慮しない。

利用者の自立意欲の喪失

勤労意欲が乏しい。

閉鎖的な職場

ソーシャルインクルージョンが果たせない。

かって障害者施策のモデルといわれたイギリスのレンプロイ工場の退場と類 似性

利用者の増加認定が緩い。

国費の増加

国が給与費用の補填

- ② 「新しい保護雇用」の新設
 - イ) 旧保護雇用は、既利用者に限定。新規利用の停止。
 - ロ) 「新しい保護雇用」の利用者の労働能力を評価 UWV(オランダ労働者保険事業団)が労働能力評価を担当 オランダ社会雇用省の独立行政法人

医師、障害専門家、就労専門家等に労働能力について多角的で厳格な評価

ハ) 利用者は、労働協約で規定する給与または少なくとも最低賃金の給与を受け

て、企業等で就労する。

最低賃金と利用者の労働能力の差は自治体が企業に一部を補填 経営者団体は、2024年までに125,000人の雇用を約束

ニ) 自治体が実施責任

「新しい保護雇用」の事業所の整備

事業所に賃金補填の財政負担 国から補助なされるが、全額ではない。

(2) ソーシャルファームの位置付け

「新しい保護雇用」は一般就労の要素を強く有する。

新法が期待するように収益を上げるなどビジネス的経営を行えば、この事業を行う 事業所は、ソーシャルファームと言える。

但し当事者に限定された職場であるという問題は残る。

- イ)「新しい保護雇用」の受け入れ事業所
 - ・ 社会雇用事業所 存続するため、受け入れへ
 - 一般企業
 - 自治体で雇用 積極的とは言えない。公共部門として 2025 年までに 30,000 人の雇用計画
 - 「ソーシャルファーム」
- ロ)「ソーシャルファーム」の視察 「新しい保護雇用」や一般雇用を受け入れる。
 - ・ステーンヴェーク市「ヨーストラ・ストゥール・ヘルゾルハー社」 オランダ社会的企業組合に所属 200 社が加盟 ロゴマークの利用

社長 H. ヨーストラが7年前に創業 経営力のある明朗、快活な人物

弱視者に対する理解から

2か所の事業所

40名の従事者

30%が障害者

視覚障害、自閉症、精神障害、身体障害 全員、非正規雇用

専門職人による指導

やる気いっぱいに勤務の様子

しかし、欠勤が多い。

椅子の改修、リユース事業 専ら企業、自治体等の法人を顧客 ホテル、航空機の椅子も 自治体は、購入義務

経営は安定 競合する一般企業は3社 国王も訪問

ウエストランド市の「パタイネンブルグ社」

66年前 篤志家が設立

2017年 社会参加法の事業を実施するため財団から株式会社へ 市が 100%株主

経営に関与しない。

理念

就労による経済的独立 楽しく労働 互いの価値を認める。

対象者

福祉サービス対象者(生活保護適用) 職業訓練対象者 難民など 旧保護労働対象者 23名 「新しい保護労働」対象者 300名(障害者、長期失業者)

仕事の種類

電気器具の組み立て パッキング 溶接 ソーラーパネル ケータリング 清掃

給料は最低賃金以上 ビジネス的に経営 業務の「カイゼン」に注力 生きがいのある仕事 明るく、誇りを持って勤務の印象 ⇒これらについては「ソーシャルファーム」と言える。

- 一方、
- 一般の労働者が共に働いていない。 スタッフが 60名 30%が外部の企業に人材派遣として働くことも

明るい大工場 経営は安定

- ハ)一般企業の「新しい保護雇用」受け入れの視察ウエストランド市の「ファン・デル・クナープ社」後述
- ニ) ソーシャルファームや一般企業で勤務する者を養成し、採用する企業の視察

ユトレヒトの「カラーキチン」 障害者、長期失業者、元受刑者等を対象 1年間 レストラン業務を教育 20名

その後 自社のレストラン (2社)、ケータリング (2社) で勤務 「ソーシャルファーム」に該当

5 オランダにおけるソーシャルファーム

(1) 社会的企業として活動

団体に所属 200 社 使命感を持つ者 若者が意欲

起業家スピリット (オランダ人の気質)

- (2) 社会参加法の事業を引き受ける 経営の安定につながる。
- (3) 社会雇用事業所は、雇用契約に基づき「新しい保護雇用」を引き受けるので、ソーシャルファーム的経営に移行中である。ただし一般労働者がいないという課題はある。
- (4) したがってオランダのソーシャルファームとして 200 社の純粋な「ソーシャルファーム」(社会的企業と称している)のほか、「新しい保護雇用」を引き受ける「社会雇用事業所」も該当すると言える。

社会雇用事業所は、ビジネスマインドで経営を行うことが前提 一般労働者がいないという問題は残る。

- (5) 今後オランダにおいては社会参加法の下でソーシャルファームは、政府の政策方向 と一致するので、大きく発展していくことは、疑いない。
- (6) 経営がビジネス志向

業種も豊富

輸出産業も含まれる。

対象は障害者と長期失業者

他のカテゴリーの者(元受刑者など)が入らない。

オランダの限界

移民等は職業訓練で受け入れ

6 農福連携事業

- (1) オランダの農業国の伝統
 - ① 農業の実情 基幹産業

農業生産高 輸出額 世界第2位

高付加価値の農作物

トマト、パプリカ、キュウリ、ニンジン、玉ねぎ、花卉

生産技術の向上

スマート農業

種苗

温室

植物工場

干拓

水利管理

IT の活用

- (2) ケアファーム (Care Farm)
 - ① 30年前ごろから全国農業ケア支援局の指導により全国に普及 1998年 75 2015年 1,400 国が年に一回、検査 ケアファームマークがある。
 - ② 農業経験により心身の回復

精神障害、知的障害、高齢者、バーンアウトした者等を対象に 農業、酪農 入所、通所

アムステルダムの「オンス・フェルラング」を視察

2005年開始

広大な牧草地

有機酪農 乳牛、羊、山羊、鶏、豚、ウサギ、馬など ミルク、チーズ、アイスクリーム、ハム

- 60人の知的障害者にデイケア
- 32 名が入所。施設は、こぎれい

農業の効果は大きい。

専門家が従事

自然の触れ合い

生命の認識

認知症の人は昔を思い出す。

③ 経営は順調の模様

介護保険制度等から給付 オンス・フェルラングは農業収入の方が大

夫婦で経営しているような小規模な施設が多い。

キャンピングカー、レストランなど新しい分野へ進出も

- ④ 当事者の就労の場となっているケアファームもある模様。EU が社会的農業として推奨イタリア、フランス、イギリス等で農業を障害者等の就労の場に「ソーシャルファーム」
- (3) 当事者の仕事としての農業 「ソーシャルファーム」は、視察できなかった。
 - ① ウエストランド市の「ラスクスワーン社」 世界第4位の種子会社 1200の種子の販売 研究開発に注力 年1000万ユーロ投資、40%が研究者 25支社 日本には千葉県に工場

障害者 8名雇用 自分の適性に合った仕事が存在 一般の労働者と一緒に働く 安定した給与

実験用具の洗浄作業に従事している障害者と面談

② ウエストランド市の「世界園芸センター」 企業、大学により設置運営 教育、研究、展示機能

社会的雇用事務所から派遣された障害者が事務作業

③ ウエストランド市の「ファン・デル・クナープ社」 農業用培地の製造販売 障害者 1 名勤務 包装作業 他の企業では合わなかったが、同社の業務に満足 経営者は、障害者に理解

7 今後の日本にとって参考となる事項

(1) ソーシャルファームの必要性と有効性 ソーシャルインクルージョンの普遍性 保護労働からの脱皮 就労の役割 一般の労働形態へ 当事者の意識

社会参加法の制定によって設置に拍車

ソーシャルファームが就労困難者の中心的職場へ

(2) 対象者

障害者、長期失業者以外の者も広くとらえる。 オランダは、移民、元受刑者は別途の取り扱い

- (3) 給料水準の確保 最低賃金の保障 生活の保障
- (4) ソーシャルファームの経営力 経営者の使命感と手腕 製品・サービスの市場性 輸出品の製造 先端技術の活用
- (5) 職業訓練の必要性
- (6) 企業、労働組合の協力 障害者等の特性に配慮

(7) 農福連携事業の発展性

ソーシャルファームの事業としての活用 「ケアファーム」の有効性 農業を対人ケアへの活用

■報告 2

オランダのソーシャルファーム訪問調査報告 I

前浦和大学総合福祉学部 学部長教授 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 参与 寺島 彰

今回、オランダの調査に行かせていただ きました。炭谷先生にほとんどカバーして いただきましたので、私の話すことがあり ませんので、とりあえず文献を中心に、オ ランダの障害者の雇用と支援制度を調べて おりますので、それをご報告させていただ き、この後の野村さんには、写真などをた くさん使って、ビジュアル的に、実際に訪 問した感じで報告していただきます。資料 を新たにお配りしました。袋の下にありま す2枚綴りの大きなものがあります。色が ついていませんが、2枚のものです。実は 昨日までリハビリテーションインターナシ ョナルの総会があり、モスクワにいました。 事前資料が十分でなく、途中で追加しまし た。そういうことで申し訳ありません。報 告書ではきちんとまとめていきます。 今日は2枚綴りの白黒の資料を見ていただ

先ほどの炭谷先生のお話しの中にありま したように、オランダの社会保障改革につ いて、新たに調べたことについて追加しま

ければと思います。前回のテキストに、最

初の部分を追加しています。

した。

最初のところの、オランダの社会保障制度改革は、炭谷先生の話にもあった「オランダ型福祉国家」は、よく大陸型福祉国家といわれますが、それを維持するのが難しくなり、社会保障制度改革が行なわれつつ

あります。大きくは 2007 年と 2015 年に行ったそうです。

まず、2015年の改革です。見学先で「2015年から」というコメントが多かったので、2015年の改革の影響力の大きさを感じ、調べてみました。

この図は引用文献からもってきました。 もともと医療保険、介護保険のような制度、 社会福祉法、障害者法というのがあって、 2007年に社会福祉法と障害者法が WMO 法と なり、さらに 2015年に、介護保険のような 制度のリハビリテーションのような部分が 医療保険に移り、施設介護だけが残りまし た。介護保険のようなと言う意味は、介護 保険という保険制度があるわけではなく、 他の制度に含まれているためです。

また、介護保険のような制度の生活支援の部分などは WMO に移った。さらに WMO の中に、これまで行政機関が中心にサービスを提供していたものを、民間の人たちに支援を求めるという制度改革が行われた。例えば、ソーシャルヴァイクチームという、民間の地域ケアで支援する。民間の専門家が支援するといった制度に変えました。

2015 年の改革にあたり、アレキサンダー 国王が 2013 年 9 月に 20 世紀型の福祉国家 は終わった、国全体として今までのオラン ダ型福祉国家を辞める、地域福祉、地域を 中心としたシステムに変えていくと宣言し ました。

このような2015年の社会保障制度改革が進んでいる中、私たちが訪問をしました。

次に、健康保険制度の改革、長期医療ケア制度改革、社会支援法の制度改革について説明します。長期医療ケア制度(WIz)は日本で言う介護保険に相当するものです。社会支援法の改革も2015年に実施されています。

次にオランダの障害者関連制度についてです。社会保険制度には、障害者に関わるものが大きく2つあります。

国民健康保険制度については、すべての オランダ居住者に加入が義務づけられてい て、社会保険銀行が掌握しています。また、 被用者保険制度は、オランダで働く人に義 務づけられており、労働者保険事業団が管 理しています。それぞれのカバー範囲を次 に示します。

訳語が正しいかどうか分からないですが、 国民保険制度は、老齢年金、児童手当、遺 族手当、長期医療ケアをカバーしています。 長期医療ケアは、先ほど述べた介護保険に 相当するものです。国民保険制度がカバー するのがこの4領域です。

被用者保険制度は3つの領域をカバーしています。失業給付、傷病手当、障害手当があります。各制度について説明します。

長期医療的ケアは、先ほど申しましたと

おり、特別医療費という介護保険に相当するものがこれで、名前も変わっていて、WLMZです。対象者は高齢者、障害者などです。

長期および短期入所を残し、それに伴う 治療や措置は残っています。2015年に改革 がありました。やはりこの年が大きな改革 の節目だったと言えます。現地の論文を読 むと、2014年改革と言ってるようですが、 日本の論文では2015年になっており、2014 年に制度が変わり、実際に施行されたのが 2015年ということらしいです。入所決定が かなり厳しくされて、以前はそれほど厳し くなかったのですが、ケアーニーズ評価セ ンターというのが、長期医療的ケアが必要 な人を決定するとなりました。こうした厳 しい部分が2015年に出ています。

失業給付については、部分的または完全 に仕事を失うと支給されます。

雇用履歴により額と期間が決まり、このあたりは日本の失業保険と似ています。働けるかどうか、最小限の就労をしていたかという条件もあります。最短でも3ヵ月受給できる。就労期間で受給期間が決まる。期間は長い。以前、失業者がここに全部入っていました。それが、オランダ病などの問題につながっていました。このような、寛大な制度がオランダの特徴でした。

最初の2ヵ月は、過去12ヶ月の75%、それ以降が70%で、これも寛大な印象ですよね。

インターネット上の申請がほとんどです。 窓口とかではなく、ネット利用ができない と生きていけない社会になっています。傷 病手当金も日本と似ていて、給与の70%を 最低 2 年間、雇用主が支払います。この雇用主というところが日本と違います。これもかなり寛大で、2年間のうちに契約期間が終了したら、雇用主ではなく政府が支払うとか。2年過ぎると障害手当を申請できます。障害手当は大きく2種類あり、成人の手当とWajong障害手当という、若者の手当に分かれています。

成人向けの手当は、Wajong 手当以外ということですが、Wajong 手当は18歳ですでに慢性の病気があったり障害があったりする人へ支払う手当です。若者の最低賃金の75%を受けとります。

成人の障害手当は、今回の改正の対象ではなく、若者の手当の改正が行われている。 失業手当に引き続き障害手当がもらえることがあって、以前 1980 年代には、失業手当に引き継いで障害手当を受給する失業者がはいってきてしまい、そのおかげで 55 歳以上の高齢者の 3 分の 1 が障害手当をもらっている状況になったことがあります。 オランダ病と言われて、社会保障費の増大をなんとかしなければならないという状態がありました。

今回の改正では、この Wajong 障害手当という 18歳以前に発生した障害による障害者手当について、切り込んでいます。

2015 年の福祉制度改革として、地方分権 化が行われました。社会福祉関係の仕事を 地方自治体に移しました。

その結果、それまで国が中心に行っていたことを自治体の独自性に任せたため、国全体としての姿がなかなか見えにくい気が

します。

長期医療的ケア、これは介護保険に相当するものですが、利用が厳しくなりました。社会支援法という介護保険の生活支援の部分を受け入れたものや、社会参加法は、障害者関係の制度が2015年1月から施行され、それに伴って、Wajong 障害手当の改革が行われています。この障害手当の受給基準を厳格化しました。20%以下の労働能力の人に、手当を限定しました。

それまではもっと広い範囲の障害者も、 手当を受けられていたものを、2015 年から 20%の労働能力を、厳しく判定するのだそ うです。その判定の結果、20%を超える場 合は、この対象にならない。20%以下が、 Wajong 障害手当を給付する。それ例外の方 は働けということらしいです。社会参加法 は新しい法律で、2015 年 1 月 1 日に施行さ れたそうです。

また 2014 年に保護雇用を廃止し、シェルタードワークショップに相当する社会適用 事業所は新しい利用者を受け入れてはいけない、となりました。それによって障害者を一般就労へと誘導するとしています。

またWajong 障害手当を受給していた人などのために障害者の働くポストを用意しています。政府、全国の雇用主協会、労働組合、地方自治体協会が協定し、12万 5000人分のポストを用意するとしています。民間が10万で公的ポストが2500です。

重い障害のある方には手当を出します。 それ以外の方のためには、こういうポスト を用意しますので、そこへ就労してくださ い、という形の制度改革です。

かといって、Wajong 障害手当受給者がこのポストには就いてはいけないかというと、 そうではなく、仕事に就いてもいいそうです。

手当を受けられない方が職業ポストに就けるように、民間・公的団体も用意しなさいと決めたのが、社会参加法だそうです。 賃金は通常賃金が支払われます。労働能力の不足分は賃金補助として自治体から支払われます。

責任は自治体であり、国ではないのです。 自治体がそういう若者の就労に責任を持っ ている。対象者は、UWV 管理局という、年金 管理局により管理されます。ここは、手当 の管理をしている所で、ポストの割り振り とか、名簿をもっていて、就労しているか を、厳しく管理しているそうです。雇用主 が目標を達成できないと、雇用割り当てが 課せられます。2026年が最終期限です。

見学先では、雇用率があるのかどうか尋ねましたが、あるという回答であったのですが、何パーセントですかと聞くと、制度を整備途中で〇%とはいえないという答えでした。それは一体どういうことなのか、いくら聞いてもわからなかったのですが、こういうことらしいです。つまり、ポストをきちんと埋めることができなければ雇用率を課しますと言っているらしいです。

また、既存の保護雇用対象者は地位を継続するとのことで、シェルタードワークショップで新しい人は受け入れませんが、これまで働いている人はそのまま継続します。

そのため、ワークショップで働く人の数は どんどん減っていくことになります。

ただ、再評価は行うそうです。

その後、就労者数が増えたのかについては、報告書が出ていて、それを見ていると、2016年までの評価では、今回ターケットになっている18歳未満の発症による障害者、一般就労は増加しているものの、まだ、2008年レベルにとどまっていて、増えているけれども以前のところまで到達していないとのことです。

また、一般就労の問題点としては、非常 勤が多いこと、55%が賃金補助型支援を受けているなどがあるとのことです。また、 民間は目標ポスト数を提供したにもかかわらず、政府機関はしなかったために 2018 年 1月に雇用率が導入されたとのことです。毎年、目標が設定されていて、この年の雇用 率は 25 人以上を雇用する政府機関の場合 1.93%で、それを満たしていない場合、1 ポスト当たり 5,000 ユーロを払わなければ ならないそうです。この納付金は1年間の 延期ができ、1年間のうち、割り当てが実 現されれば、この雇用率は中止となります。

先ほど申し上げました雇用社会適用事業 所もソーシャルファームといえばソーシャ ルファームですが、私たちがとりあげてい るもう少し狭い定義で言えば、どういう状 況になっているかというと、オランダには 大きなソーシャル・エンタープライズの団 体組織があり、そのうち障害のある方とか、 雇用が難しい方を雇うことを目的としてい る社会的企業もかなりあります。それをい わゆるソーシャルファームと、私たちは呼 んでいるのですが、そのソーシャルエンタープライズの状況に関する報告書がありましたので、報告させていただきます。

ソーシャルエンタープライズNLと言うオランダのソーシャル・エンタープライズの団体組織はかなり大きく、ヨーロッパ域内でも有名だそうです。ソーシャルエンタープライズ定義は、欧州委員会の定義を使っているそうです。オランダには特別な法的な地位はないそうです。多くは民間企業ですが、独自の民間としての活動を行っています。

ソーシャルエンタープライズとなるためには、欧州委員会の基準に達していれば、 ソーシャルエンタープライズNLが認定します。認定されれば社会的企業として登録、 名乗ることができ、ソーシャル・エンター プライズのマークも使用できる。

ソーシャルエンタープライズの活動は、 研修会の開催、コンサルテーションなどが 中心ですが、それ以外にも、ウェブサイト でソーシャルエンタープライズのリストを アップしているそうです。そこに団体を登 録すると、それを見て民間企業や公的な団 体が発注してくれる、そういうメリットが あるということです。

ソーシャルエンタープライズNLのソーシャルエンタープライズの数は2018年1月で345です。そのメンバーに調査をしています。2018年の1月~3月のメンバーに対する調査の数によれば、41%が障害者や刑を終えた方、一般就労が難しい方の就労支援を目的にしている。また44%が黒字であるとなっています。

ウェブページに表が記載されていました のでコピーしました。この部分です。ディレクトエンプロイメントなど、右上の部分 がソーシャルエンタープライズのうちのソーシャルファームに相当する部分だと思われます。環境だとか、福祉、国際開発などを目的としているソーシャルエンタープをということです。法的地位は、民間の会社が46%で最多で、次にファンデーションです。そうした団体がソーシャルエンタープライズの地位を獲得しています。

設立時期は、1999 年より前が7%です。 2010~2014 年が一番多くて43%です。

まとめです。オランダは雇用主団体、労働組合、地方自治体が協力して、重度障害者の就労先を確保し、保護雇用から脱却するという公的制度改革が進みつつあるが、まだ、実現には遠い状況である。

一方、一般就労が難しい人々を支援する、 ソーシャルエンタープライズ(ソーシャル ファームと考えられる)は、多く存在する が、公的な支援制度はなく、ソーシャルエ ンタープライズNLという民間団体が中心と なりその普及に努めている。だだし、ソー シャルエンタープライズの資格認定をし、 マークの使用を認めるなど活動は積極的で あるということです。

調べているうちに、ソーシャルファームの制度化は、ベルギーが進んでいるそうです。オランダはイギリスによく似ています。オランダはイギリスと情報交換をよくしているとのことです。時間ですので終わります。

発表資料

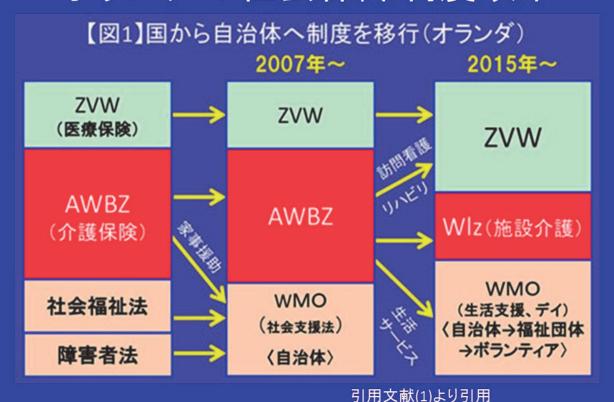
■報告 2

オランダのソーシャルファーム 訪問調査報告(I)

オランダの障害者雇用支援制度

(公財)日本障害者リハビリテーション協会 寺島彰

オランダの社会保障制度改革



○健康保険(Zorgverzekeringswet:ZVW)

通常の医療費をカバーする公的医療保険。オランダの居住者は強制加入。2015年から長期医療ケアの医療系サービスをカバー。

〇長期医療ケア制度(Wet langdurige zorg, Wlz)

2015年に特別医療保険(AWBZ)の高齢者施設サービスのみを残し、訪問看護やリハビリなど医療系サービスはZVW、通所介護などの在宅サービスをWMOに移した。同時にAWBZの名称をWLZと変更。ケアニーズ評価センター(Centrum Indicatiestelling Zorg: CIZ)が長期医療ケアが必要かを決定する。

○社会支援法(Wet Maatschappelijke Ondersteuning: WMO)
社会福祉法と障害者法を2007年に統合。障害者や高齢者な

ど、社会参加に制限のある人々対して家事援助や買い物などの支援をする。中央政府からの補助金と地方自治体の独自財源、利用者の一部自己負担により運営。2015年から長期医療ケアの介護部分を担当するとともに地域住民のマンパワーを活用した地域ケア(wijkzorg)を導入。

オランダの障害者関連制度

社会保険制度関連

〇国民保険制度(volksverzekeringen)

オランダに住んでいる人々全てに加入が義務づけられており、社会手当をカバーする。社会保険銀行 (Sociale Verzekeringsbank: SVB) が管掌する。

〇被用者保険制度(werknemersverzekeringen)

オランダで働く人々に加入が義務づけられており、 雇用関連の手当を提供する。労働者保険事業団 (Uitvoeringsinstituut Werknemersverzekeringen: UWV)が失業手当及びその他の労働関連の保険を 取り扱う

国民保険制度(volksverzekeringen)

次の4つの領域をカバーする

- ●老齡年金(Algemene Ouderdomswet, AOW)
- ●児童手当(Algemene Kinderbijslagwet, AKW)
- •遺族手当(Algemene nabestaandenwet, Anw)
- ●長期医療ケア(Wet langdurige zorg, Wlz).

被用者保険制度 (werknemersverzekeringen)

3つの領域をカバーしている。

- ●失業給付(Werkloosheidswet:WW)
- ●傷病手当 (Ziektewet)
- ●障害手当 (Wet Inkomen en Arbeid: WIA)

長期医療ケア(Wlz)

- ○2015年に特別医療費(AWBZ)が、長期医療ケア (Wlz)に代わった。
- 〇対象者は、高齢者、障害者、慢性病患者
- 〇長期医療ケアとして次のようなものがある。 介護施設への長期、短期の入所

医療ケア(例:治療、処置)

○ケアニーズ評価センター(Centrum Indicatiestelling Zorg: CIZ)が長期医療ケアが必要 かを決定する。

失業給付(WW)

- ○部分的、または、完全に仕事を失った場合に支給される。
- ○雇用履歴により額と期間が決まる。
- ○働けるかどうか、最小限の就労をしていたか(失業前の36 週に26週働いていたかなど)どうかなどの条件がある。
- 〇最短でも3か月の失業手当が受給できる。就労期間など受給月数が決まる。最長3年(2017年)。
- 〇最初の2か月は過去12か月の収入の75%、それ以降は70%。最高額は、日額203.85ユーロ。

DigiDによりネット上で申請する。

○他の手当を受給している人は併給制限がある。

傷病手当(Ziektewet)

- 〇従業員が病気になった場合、雇用主は給与 の70%を最長2年間支払わなければならない。
- 〇手当の最高額は1日当たり203.85ユーロ (2016)。ただし、2年間のうちに契約期間が終 了した場合は、残りの期間は政府が支払う。
- 〇妊娠と臓器移植の結果病気になった場合は、 政府が100%支払う。
- ○2年を過ぎると障害手当を申請できる。

障害手当(WIA)

- 〇成人の障害手当
- ①部分的障害のための職業復帰障害手当(Werkhervatting Gedeeltelijk Arbeidsgeschikten: WGA)
- 30-80%の障害で、将来職業復帰するつもりの人、又は、80%を超える障害で、回復の見込みがないと思われる人が対象。
- 過去の収入、職歴、現在の給料に基づく一時的な手当。この手当の受給 期間は、何年働いたかにより異なる。
- ②完全不能手当法障害手当(Inkomensvoorziening Volledig Arbeidsongeschikten: IVA)
 - 80%以上の障害があり、復職することが不可能な人が対象。
- IVA障害手当は、少なくともWIAの月給の75%以上が支払われる。もし、働くことが認められ、収入があったら、それはこの手当額のプラスの収入になる。
 OWajong障害手当
- 18歳時にすでに長期間病気であったり障害があったりする人と、30歳前に障害になり6か月以上の学習プログラムを受けた人が対象。 若者最低賃金の75%を受け取る。

2015年福祉制度改革

- 〇地方分権化 <u>社会福祉事業を自治体に</u>移行
- ○長期医療ケア制度改革
- 〇社会支援法2015施行
- 〇参加法施行
- OWajong障害手当改革

Wajong障害手当受給基準の厳格化

最低賃金の少なくとも20%を労働収入を得られ ない人に手当を限定。

参加法の障害者雇用に与える影響

- 〇参加法2003が2015年に施行
- 〇保護雇用の廃止(2014)と一般就労への誘導

Wajong障害手当受給者および特別支援教育出身者以外は、全国雇用主協会、全国労働組合、地方自治体協会が協定により用意する重度障害者のために125,000(100,000が民間、2,500が公的)の仕事のポストに就くように支援する。

- 〇通常の賃金が支払われる。(賃金補助がある。)
- 〇自治体がこれらの若者の就労に責任
- ○重度障害者の評価やポストへの割り振りは、UWV管理局が管理する。
- 〇目標を達成できないと(2026年が最終期限)雇用割り当て が課される。
- ○既存の保護雇用対象者は地位を継続。再評価は実施。

参加法の実施後の状況

- ○2017年に2016年までの評価を実施
- ○18歳以前の発症による障害者の一般就労は増加したが、2008年レベルにとどまっている。
- 〇非常勤が多い。
- ○55%が賃金補助や他の支援を受けている。
- 〇民間は予約ポストを目標数提供した。しかし、政府機関はしなかったために、2018年1月に雇用率が導入された(納付金は1年延期し、それまでにポストの割り当てがされれば雇用率は中止)
- ○25人以上雇用する政府機関の2018年の雇用率は、1.93%。1ポストあたり5,000ユーロ。

ソーシャルファームの状況

Social Enterprise NL, THE SOCIAL ENTERPRISE MONITOR 2018より引用

ソーシャルエンタープライズNL

- 〇ソーシャルエンタープライズのネットワーク組織
- 〇定義は、欧州委員会の定義を使用
- ○特別な法的地位はない。多くは、民間企業。
- 〇ソーシャルエンタープライズと名乗るためには、一定 の基準に達していることを認定される必要がある。
- ○認定されれば、社会的企業として登録され、名乗ることができ、マークを使用でき、ウェブサイトでアピールできる。



〇研修会やコンサルテーションを実施

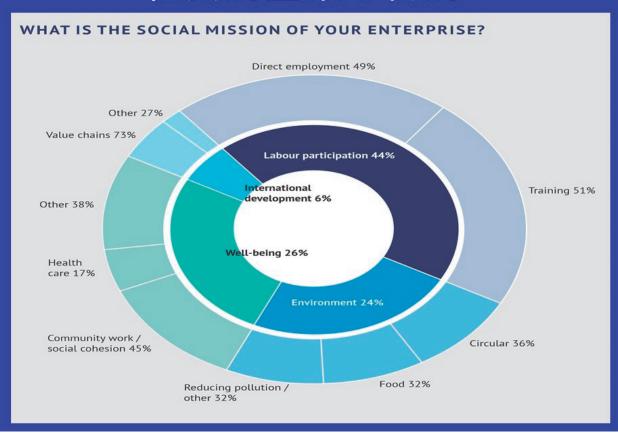
引用文言(2)より引用

ソーシャルファームの状況

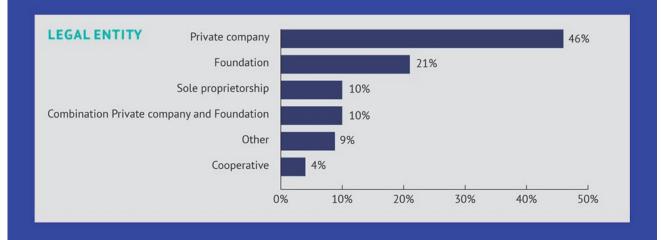
- 〇ソーシャルエンタープライズNLのメンバー数は345(2018.1現在)
- メンバーにその他のソーシャルエンタープライズを調査し(2018.1~3)、回答のあった168のうち、41%が脆弱者に対する就労支援を目的。
- ○44%が黒字。
- 〇法的な地位は民間企業が46%
- ○設立は2010-2014が43%

引用文言(2)より引用

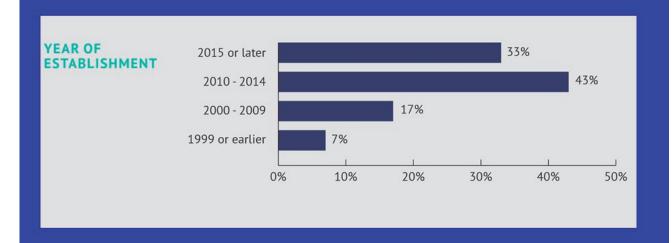
社会的企業の目的







設立年



まとめ

オランダは、雇用主団体、労働組合、地方自治 体が協力して、重度障害者の就労先を確保し、保 護雇用から脱却するという公的制度改革が進みつ つあるが、まだ、実現には遠い状況である。

一方、一般就労が難しい人々を支援するソーシャルエンタープライズ(ソーシャルファームと考えられる)は、多く存在するが、公的な支援制度はなく、ソーシャルエンタープライズNLという民間団体が中心となりその普及に努めている。ただし、ソーシャルエンタープライズの資格認定をし、マークの使用を認めるなど活動は積極的である。

引用文献

(1)浅川澄一「日本が学ぶべき、介護費用を抑制するオランダとドイツの仕組み」,DIAMONDonline, 2018.8.29 5:02, https://diamond.jp/articles/-/178229, 2019.10.20閲覧

(2)Social Enterprise NL, THE SOCIAL ENTERPRISE MONITOR 2018, https://www.archief.social-enterprise.nl/files/2415/3994/7219/256_Publicatie_SE_monitor2018_EN_spreads.pdf, 2019.10.20閲覧

参考文献

NPO法人就労継続支援A型事業所全国協議会、「欧州における障害者の中間的就労分野に関する海外視察ーオランダ・ドイツ訪問調査報告書ー」、平成30年3月

José Smits, Country report on the European Semester - Netherlands, 2015

José Smits, Country report on th European Semester – Netherlands, 2019

■報告 3

オランダのソーシャルファーム訪問調査報告 II

公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 参与 日本 DAISY コンソーシアム事務局長 野村 美佐子

オランダのソーシャルファーム 訪問調査報告 II

野村美佐子

野村/オランダのソーシャルファーム訪問調査報告ということで、報告します。私は研究者でもなんでもないので、どちらかというとコーディネーターの立場で参加させていただいていますので、報告の内容のほとんど炭谷さんがカバーされています。そのため、私の話は、どちらかというと、もうちょっと分かりやすく写真を多くしてお話させていただきます。



1. はじめに

1. Iacore

ここが、レーリースタット社があるところで、そこで撮影した写真です。この方が 通訳の後藤猛さん。たぶん去年も同じよう に日本財団の通訳をされたとうかがってい ます。そして私たち、炭谷さんを始めとしまして、寺島さん、そして残念ながらここに今日いらっしゃらない中崎さんという方も参加しています。最初の写真として、今回の調査に参加しました皆さんが写っているものをお見せしました。また、こちらが訪問先の方々です。こういうふうに毎回最後に証拠写真みたいに出しています。9月23日から27日と本当に短かったのですが、中見の濃い訪問となりました。

先ほどのプレゼンでもおっしゃっていましたが、2015年1月施行の社会参加法は、障害者雇用にすごく影響を与えていると思いました。そのような状況の中、いくつかソーシャルファームなどを訪問しましたので、その概要と、特徴についてお話できればいいかなと思います。



2. アムステルダム農福ケアフォーム「オンス・フェルラング」

こちらが最初に行ったアムステルダム農福ケアホームオンス・フェルラングです。 12年前にデイケアをサービスとして始めた そうです。重度の方が農家に滞在して、農 家で過ごすことが可能ではないかと思った そうです。最初、牛舎のところを改造して 7名が住んだのが始まりだそうです。こち らは社会福祉財団となり、他の4つの部署 が株式会社になっているそうです。

どういう株式会社かというと、農業やチーズの販売、レストラン経営、その関係の 農具や工具を扱う株式会社として存在して いるそうです。現在は 18 歳から 68 歳まで の 60 名が住んでいます。障害者が全部で 60 名いらっしゃるのですが、32 名が住んでい るそうです。その人たちの障害は、住んで いる方のほとんどが知的障害者で、そのほ か、精神障害者、高齢で認知症の人もおり ます。7%が重度だそうです。

農福連携の中で、セラピーを提供できる のではないかという発想だと思います。



こちらは、すごくゆったりとした感じの 写真ですが、左が牧場で、馬がゆったりと 遊んでいたので、撮影した。右側が、 メインのホームになっています。農業があり、外での活動が好きな人には効果があります。 ますし、動物と触れ合うのが好きなこと 効果があると思います。このようです。た とえば、ここに住んでいる知的障害者に とえば、こちらで一緒に住みたくないっ しゃったそうです。このような環境の好き 嫌いはあるのではないかと思います。

宿泊できるバンガローもあります。親が知的障害者を連れてきて、この農家で過ごします。子どものお世話は、このケアファームに任せて、親は介護から解放されます。それがビジネスになる、とおっしゃっていました。レストランやカフェなども経営していますが、あまり利益にならないとおっしゃっていました。チーズの販売もあまり利益になっていないと。



こちらは寮です。左側が、誰が今どこにいるかという情報を、それぞれの方のお名前と写真を使って表示します。右側がリビングで、知的障害者の方が洗濯物をたたむという作業をしているところです。障害者以外は50名のスタッフがフルタイムで働いています。障害者とスタッフの人数は、60対50となっており、かなりのスタッフが働いています。

ケアが仕事となり、ソーシャルワーカー もいますし、自閉症の専門家もいらっしゃ います。しかし、認知症の専門家はいない とおしゃっていました。

国からの補助を受け、そのお金でスタッフに給料を払っているが障害者には払っていませんでした。障害者の活動は、トレーニングの一環であるという位置付けだそう

です。



左がウサギ小屋です。実は自閉症の方がパニックを起こしたときに、真ん中の写真の部屋に入ってしまうそうです。こうでしまうそうです。ころでいのかなと思いましたが、落ちつところでいるとことで、あらっとではないったので、撮らせいるわけではおいですが、たまたまました。ただ、だんだんとういきした。ただ、だんだんという方が増えてくるのではないかと思いた。



右はチーズを販売しているところで、左は、空のボトルを洗う作業を行う場所となっております。



0. DAI 75 (77 E57 077) (177 EB)[H]



次にレストランマルチセンターのカラーキッチンを訪問させていただきました。ここは料理学校だそうです。ここは一応、株式会社です。商業ベースで行なっていて、イベントホールやカフェ、そして劇場もありました。

創始者はレストランやケータリングの事業を行っているうちに、雇用支援を必要とする人を助けたいと思い、社会的貢献の一環として始めたそうです。4つのレストランを経営し、2つのケータリング会社があり、実際に働く45人のスタッフのうち15人が障害者だそうです。こちらの写真は、セールスマネージャーの人が私たちにお話をしているところです。

料理学校では、週一日、理論やレストランは何かを学ぶそうです。接待に必要な英語やフランス語も学び、4日間は料理やサービスについてプロの指導を受けるそうです。料理学校から実習先がここのレストランになりますが、レストランでは、障害者は、ジョブコーチがついていて、実習を行

うことができます。



4. ユトレヒト市が助成する重度障害者就労訓練所UW (ユトレヒトワーク)



次はユトレヒト市が 100%株主である重度障害者の就労訓練所、UW (ユトレフトワーク)、こちらは去年、中崎さんが行かれたそうです。去年は写真を撮ってはいけないと言われたそうですが写真をとることができました。

1968年に設立され、1000人が働いていて、 そのうち 100人が支援員、スタッフだそうです。株式会社で 100%の株主がユトレヒト市になります。市から独立していて、280の仕事場があると言っておられました。例えば障害者は、清掃、緑化運動、道路や公園の管理、花のサービス、郵便配達などを行っているそうですが、どちらかというと派遣という位置づけです。清掃の場合は、その場所に行って働いています。

いろいろな職種の訓練もあります。例えば、警察署、消防署、販売などで現場訓練をします。オンザジョブトレーニングで、教育は重要だと言っていました。訓練とコミュニケーションの機会を提供している場所でもあります。また、オランダは、150ヶ国から、難民、移民がくるので、オランダ語を教えて、コミュニケーションがよりないるともうかがいました。そういった人たちの雇用の場所でもあるそうです。



それから、作業しているところを見せていただき、写真も撮らせてもらいました。右側はパッキング作業で袋につめていきます。クリスマスのときなどパッキング作業として、いろいろなギフトをラッピングでする作業をします。ここはどちらかというと、デイケアセンターのような感じがしました。2015年の社会参加法により彼らの給料は最低賃金プラスアルファ15%と言われているそうで、25名以上の会社は労働組合が決めるのではないかというお話もうかがいました。



こちらは、食堂です。カラフルだなと思 いました。



こちらは、オランダ社会雇用事業所全国 協会の Cedris (セドリス) ですが、10年前 にも訪問したところです。社会福祉事業者 でこちらについて上級製作担当スタッフで あるヘレンさんにお話を聞きました。彼女 の名刺です。こういう名刺もあると思って、 写真を撮りました。なんと書いてあるかわ かりますか? オランダ語で「人と仕事に 強いセドリス」という意味だと思います。 標語付きの名刺になっていました。

- 5. セドリス (オランダ社会雇用事業所全国協会)
- ・促援雇用と支援付き雇用を提供する社会雇用事業者の金額協会で100世の代表
- 90%は、自治体が終生で、10%が個人の企業である。
- 効果を雇用のコストと補助金の差額を集めるためのロビー活動と情報并在
- 2014年までは、七パリスが障害者雇用を独占していたが、2015年の社会参加法以降、誰でも会社を立ち上げることができるようになった。
- 国からの補助会は、自治体にいき、市場の要求や事業に会わせるところにおいてセドリスの食業があり社会的利益となる。
- 参加法により、対象者は、少年院で問題がある人、雑医、到余者などに広がる。・ 跨宴者を労働市場で正社員として他くようにすることが重要
- どうしてもできない場合はセドリスに乗ることになるが、これが第2の選択
- 会員を支援するだけでなく、企業への助宜を行う。

こちらの団体については、スライド(53 頁参照) にこの特徴について簡条書きにし ました。保護雇用、社会雇用事業者の全国 協会で100社の代表をしているといいます。 さまざまな活動をしておとり、その中には ロビー活動もあるし、情報共有もあるとい うことで、2014年まではセドリスが障害者 雇用を独占していたそうですが、2015年の 社会参加法以降、誰でも会社が立ち上げら れ、その意味で先ほど説明いたしましたカ ラーキッチンもその一つではと言われてい ました。

それから国からの補助金が事業所へ直接 ではなくなったのです。自治体を通してく ることで、いろいろ不都合なことが出てく ると言っていました。その間に立つのがセ ドリスで、市場の要求に応じることで意義 がある、社会的利益になると言っておりま す。参加法による対象者はかなり広がった とのことで、その意味では良かったと思い ます。障害がある人や、社会的な問題があ る人など、難民にも対応しているというこ とでした。

障害者も労働市場で正社員として働くよ うにすることは、世界的に目指しているこ とですが、実際にはできないのでいろいろ なことを考えているそうです。雇用者、被 雇用者、労働組合などが障害者雇用の割り 当てにも同意したが、まだ実施されていま せん。

ただ、労働市場に行けない人が必ずいる わけで、そういう場合はセドリスに来るが、 これは第2の選択だと思っていると話して くれました。

会員を支援するだけではなく、企業に呼 びかけて助言を行っています。企業の人に こういう人がいるという理解をしてもらい、 障害者を雇ってほしいからです



次にソーシャルファームであるヨースト

ラ・ストゥール・ヘルゾルハー社の紹介です。ヨーストラは、中古椅子修理リサイクル販売の社長であるヘンリー・ヨーストラさんの名前から付けたと思われます。彼に話を聞きました。

この会社は、こちらのステーンヴェーク市とハードヴェーグ市にあるそうです。 2012 年に 1 人で椅子の改修の会社を立ち上げたそうです。近くに社会福祉の団体があったので、彼らと一緒にやりたいといって始まったそうです。18 歳~30 歳までの視覚障害者、精神障害者、自閉症スペクトラム障害の人たちを受け入れ、従業員は全部で45 人、そのうち 15 人は障害を持たない正社員で、30 人は 2015 年から障害者の登録のある UVW (社会保険庁) からくる派遣の人たちです。





こちらが実際の現場です。広いですね。 正社員の15人中、8人は仕事をしながらトレーニングをしています。2015年からの社会参加法により割当雇用というのがでてきたので8人を正社員にしないといけないが、できていないと言っていました。意外に法律はあまりきつくないのかなと思っています。

一番右の下の写真は、オランダの国王が きたということで、誇らしげに説明をして くれました。



こちらがソーシャルエンタープライズの ロゴになります。



7. レーリースタット市の職業実践企業



こちらがレーリースタット市の職業実践 企業です。社長であるオノ・フェルモーテ ンさんにお話していただきました。ここは、 敷地が広くて教育、訓練、会社経営の3つ の組織で構成されていますが、目的は、通 常であれば働けない人を支援して一緒に働 くというゴールは同じです。3つの自治体が 関わり、1000名の人が働いており、600名 が重傷の障害者で、ここで継続して働きま す。



右側の写真は、レーリースタット市にある国立海洋史センターのバタビア号の完全な復元船です。左側は、帆船のレプリカを作っている現場で、大工になるというプロジェクトがあるという話も聞きました。右は私が撮影したもので、実際に行って見ました。行ってみると良いと思います。



左側の写真にあるボードを見ながら、説明をしてくれた社長さんは、やたら「カイゼン」という言葉を使っておりました。問題は、みんなで話し合って解決策を出し合うことが重要だと言っておりました。



左側は、清掃の訓練場で、右側の写真がオランダ国王が来訪した時の写真です。



ここは、いろいろな事業も行っていて、 その意味ではUWとあまり変わらない事業を 行っているなと思いました。やはり自治体 との共同で行う事業は似通っていると思い ました。



こちらが最後に訪問したウエストランド市のパティネンブルグ社です。やたら写真がたくさんありました。写真をうまく使っているのだなと思いました。1953年に個人のイニシアティブで始まり、保護雇用法(WSW)のもとで運営され、財団であったが2017年から株式会社になりました。

STORY OF THE PARTY OF THE PARTY



ウエストランド市副市長さんと昼食会です。リハビリテーション協会について、またソーシャルファームジャパンの話などを 炭谷さんがしているところです。



次の写真は、世界園芸センターで、右側の写真は、センターで働いている障害のある人との面談を行いました。何の問題をなく働いていると話しておりました。



こちらは、パティネンブルグ社の職場になります。左側は、航空会社が発注したゴミ箱を作っているところです。オランダのいろいろな企業が関わっていると感じました。



最後はグローバルな植物栽培成長と、そのための土の発根培地のトップメーカーである会社を訪問しました。ファン・デル・クナープ社です。ここでも障害者を雇っておりました。



次の写真は、障害者を雇用しているライクスワーン会社を訪問した時の写真です。 右側の写真は自分たちが作ったという有機 野菜です。おいしそうなので撮りました。



さいごに、オランダの素敵な場所をご紹介します。水の都で干拓地という印象がすごく残りました。そういった風土を生かす

雇用の仕方もあるかなと思いました。また 今のところ、自治体との連携の中で障害者 雇用が行なわれていると、すごく感じまし た。また、ヨーロッパの国々では、国連障 害者権利条約がもとになって、障害者の参 加に注目し、参加を促進する法律も作られ てきています。オランダにおいても、社会 参加法の下で障害者の雇用がさらに促進す ることを期待したいと思います。

5. セドリス(オランダ社会雇用事業所全国協会)

- 保護雇用と支援付き雇用を提供する社会雇用事業者の全国協会で100社の代表
- 90%は、自治体が株主で、10%が個人の企業である。
- 障害者雇用のコストと補助金の差額を縮めるためのロビー活動と情報共有
- 2014年までは、セドリスが障害者雇用を独占していたが、2015年の社会参加法以降、誰でも会社を立ち上げることができるようになった。
- 国からの補助金は、自治体にいき、市場の要求や需要に合わせるところにおいてセドリスの意義があり社 会的利益となる。
- 参加法により、対象者は、少年院で問題がある人、難民、刑余者などに広がる。
- 障害者を労働市場で正社員として働くようにすることが重要
- ・ どうしてもできない場合はセドリスに来ることになるが、これが第2の選択
- 会員を支援するだけでなく、企業への助言を行う。

質疑応答

司会/残り 15 分あります。

炭谷会長から始まり、ご質問があったか と思いますので、質問のある方は挙手をお 願いします。マイクを持っていきます。

会場/連合東京のヨシダです。

今日はありがとうございます。我々、連合東京も雇用者の全国団体でして、東京都さんによって今回、ソーシャルファームを含めた就労支援条例を制定するために炭谷会長さんとともに議論を重ねてきました。

今回、オランダの話をされ、日本には 1.3 億人口で、一方で 1700 万人の人口がいます。

オランダでは政労審が話し合って、正規 雇用者と非正規雇用者の賃金差がそれほど ない、7割近くあると。今後、ソーシャルフ ァームで今回の事例を日本にどういかして いこうかという問題があります。

炭谷さん、寺島さん、野村さんからそれ ぞれ、オランダの事例を視察されて、今後 日本にどう生かせるのかを、教えてくださ い。

炭谷/ご質問、ありがとうございます。

私は相対的に言えるのは、今度、オラン ダに行きまして、日本においてのソーシャ ルファームの必要性を強く感じました。

これから徐々に2015年のオランダの社会 参加法制定に基づき、オランダの障害者の 方々を含め、何らかの形で就労困難な方は 我々が目指す形のソーシャルファームの方 向に進めて一元化していく方向が着実に進 められている形をとりました。

ですから、まさにそれによらなければ現在も必要なソーシャルインクルージョン、 またはダイバーシティの社会が作れないと、 オランダの中で国民的なコンセンサスとし て固まっていると思います。

そのためにオランダのソーシャルファー ムから具体的に学ぶことはいろいろとあり ました。

一番大きかったものは賃金の保障です。

これはなかなか日本ではすぐにはできないのではないかと思いました。

いわゆる我々が目指しているソーシャルファームで働いている人について、すべて最低賃金、できればその 1.2 倍を保障していこうと。そして具体的には、制度設計としては、その人の就労能力と最低賃金の額との不足分は、すべて地方自治体が補てんする形をとっているわけです。これは相当大きな財政負担になると想像しました。

ただ、伝統的に以前から、そういう制度 が実施されてますので、これが実現されて いると思ったわけです。

2番目には、オランダはダイバーシティ社会であり、障害者をはじめ、移民の方々、元受刑者の方々を積極的に受け入れていこうという国民的なコンセンサスがとれていると感じました。

こういうものが必要だと。

3番目には、オランダ型福祉の大きな特色ですが、皆さんもご存じかと思いますが、 労使協調で労働組合と企業が国家の経済を 運営していくという責任感を持たれている と。

それで企業と労働組合が、このような社 会にしていこうと進んでいます。

これはまさに主体としての労働組合、経 営者団体が取組、これはなかなか日本でも そういうところもありますが、そこまで主 体的なものは、踏み込まれてないのではと 思います。

第4番目、これもオランダ型の特色です。 中間組織。我々の目指しているソーシャル ファームはまさにそれです。

オランダの場合はソーシャルファームという中間的な組織が大きな役割を果たしてきました。

これからもますます政府の国の政策は中間組織に委ねていく。

それにプラス、最近は企業にも協力して もらうということで動いているのではない かと思います。

このようなことがオランダの現在のソーシャルファームから、我々日本において、東京都の条例は12月に公表され、議会で審議されるかと思いますが、ぜひ成立してほしいと思います。

寺島/あまり付け加えることもないのですが、これまで、各国のソーシャルファームを各国を見て感じることですが、いちばん 重要なのは経営者の手腕です。

それははっきりしています。

どういう形であれ、経営者がよければ、 ペイします。

日本でもそうだと思います。

そういう方をいかに日本で福祉分野に参 入していただくかが大切なんではないかと 思います。

どうやってそれをシステム化すればいい か、そこが唯一の課題だと思っています。

経営の手腕を持った人をソーシャルファームにリクルートできるような、例えば、 退職されそうな方でそこで頑張ってもいい よという人などを集めることのできるシス テムが可能かどうか。

またオランダは安楽死やドラッグの使用などドラスティックな改革をします。

今回の障害者雇用の改革でも自治体で障害手当支給者の名簿をもっていて、就職したかどうかなどをチェックしています。それはどうかなという感じがしました。

良いところと悪いところがあるので、良いところを活用し、ぜひ、東京、日本で法制化をしてもらえると、ありがたいと思っています、以上です。

野村/私も6ヶ国、ずっとご一緒にソーシャルファームの実態、特にヨーロッパ地域の実態を見て参りました。

どの国においても、ソーシャルファームにおける障害者の賃金の問題はとても大きく、その保障をどうするか、どういった仕組みにするかが課題だと思いました。

同時に、障害者のみならず、広い観点から、雇用を考えていこうというのが今じゃないかなと思いました。

それから寺島さんが言われたように、経営者の手腕はとても必要だと思いました。 管理するという経営では、うまくいかない と思います。

このことに関して、ひとつ、フィンランドの事例をお話ししたいと思います。

私が出会ったフィンランドの方々は、第2の人生として、ソーシャルファームの事業を始めたり、あるいは前やっていた方のポジションを引き受けたとお話をされていました。

まだ若い方なので、どうしてそう思ったのかを聞いたら、今迄は世界的な大企業の中で頑張ってきたけれど、家族がいないことを寂しがるし、そろそろこの辺で、外には行かずに、国内で、社会的貢献をしようと決心をされたということです。そして自分の経験をベースに、障害者雇用の企業の付加価値を付けていきました。

この企業の付加価値をつけるというのは、 けっこう今回のオランダのキーワードだっ たと思います。

ありきたりの仕事だけではなく、そのプラスアルファが何であるかの部分まで考え、そうした観点から、こう工夫すれば、という良いアイデアを実行している企業がありました。これが企業の付加価値になると思いました。

個人的には、ケアファームは面白かったです。ここが、ビジネスになっているかは分からないですが、セラピーの一種という部分と、ビジネスの部分とを組み合わせれば、ユニークなソーシャルファームとしての経営ができると思いました。

司会/ありがとうございました。 後1~2分です。最後は。

会場/お話ありがとうございました。東京都にある社会福祉法人豊芯会から来ました。

昨夏、2ヵ月間、フランスにある財団に 行かせていただいて、思ったことと、今日 もオランダの工夫について伺ったことで2 つ質問があります。

確認させてもらいます。

1 つが企業と一緒に連携して行っていく ことが課題になってくると思います。

フランスへいったときは、職員の人たちがビジネスの人と、ワーカーと分かれていて、一番トップの人は、ニューヨークでビジネスを10年やっていたなど専門的な人がはいってやっていました。

マーケティングなど、いろいろなスーパーに、幅広く、マーケティングに関わっていたりしました。

今後、日本のソーシャルファームを広げる にあたり、どういうふうに企業や経営をや っていくかを教えていただきたいです。

2点目です。私は個人的にソーシャルファ ームってもっとエコの部分に可能性がある と思っています。

今、オランダのことから、家具のリユースで事業をしていました。

フランスだと、フードロス、メンバーの 利用者と職員の方がスーパーに卸して、そ の代わり、賞味期限がきれたものとか、食 べられるものを持って来て週に2~3回持っ て来て、その人たちの食事にして、かなり 賃金的に賄われていた面がありました。

その話をしている中で、私たちはエコの ことをしていて、世界の未来を作っている んだという意識の違いがあったりしました。

日本の、あるものの中で、この後ソーシャルファームをやっていくにあたって、どうなっていくのか、可能性について教えてほしいと思います。

炭谷/ご質問、ありがとうございました。

まず第1点、企業連携、これが大変重要なことです。

正に日本においてソーシャルファームが発展するかどうかは、企業がどのように応援してくれるか、この部分が大きいと思います。

今回オランダに行きましても、ソーシャルファームに対する企業の応援というよりも、企業自身が障害者を積極的に雇用する形で進めるという部分があります。

世界第4位の種会社は日本にも房総半島に工場を進出しています。

会社は6名の障害者を雇用して、非常に 高い賃金で雇っています。

そういう意味でのソーシャルファームは、 例えば企業の応援で具体的にやっている例 としては、先ほど、説明しました通り、椅 子の修理をしているという会社、ソーシャルファームとして成功しています。

数十名の人を雇い、障害者も視覚障害を 中心に雇用しているところです。

これの注文が、例えばホテルのヒルトン、 航空会社のKLMが積極的に行なっています。

ほかにライバルが民間企業 3 社がありますが、そこではなく、ソーシャルファームに仕事をだしてくれているので、こなしきれないほどたくさんの注文がくるほど、応援をしてくれるということでした。だから日本においても、これからソーシャルファームが出てきますが、企業から出てくる注文をしっかりと質の良い形でこれに応えていくことが重要だと思っています。

第2番目のエコとの関係について。 大変いいご質問でした。そのとおりです。 まさにソーシャルファームはエコに貢献す るということと密接、不可欠であります。

というのは、これからまさにソーシャルファームの仕事の分野は、ほとんどが環境なんですね。

環境つまり、リユースやリサイクル分野。 今回オランダでも先ほどのような椅子、 家具のリユース、リサイクル工場や、農業 の関係をたくさん見ましたが、他の国でも 見ましたが、だいたい、大ざっぱにいって、 過半数以上が環境関係の仕事をやっている。

だからソーシャルファームはまさにこれ から必要となる事業分野に貢献することで これが発展していきます。

なぜソーシャルファームが環境と親和性 があるのか、フレンドリーであるのか。

環境の仕事は一般的に労働集約的なので す。

そうすると大企業のような効率を重んずる、できるだけ省力化したいというわけではありません。

それに対してソーシャルファームは労働 集約的にできるので、環境が他の大企業と 十分戦える可能性があるのではないかと思 います。

司会/ありがとうございます。

時間をオーバーしています。もし追加で質問がある方は、こちらのアンケート用紙の自由記入欄がありますので、事務局が責任を持って質問を受け付けします。

もし追加で、これを聞きたかったなとい うのがあれば、記入をお願いします。

それでは以上で終わります。

もう一度、登壇の皆様に拍手をお願いし ます。

ありがとうございました。

(拍手)

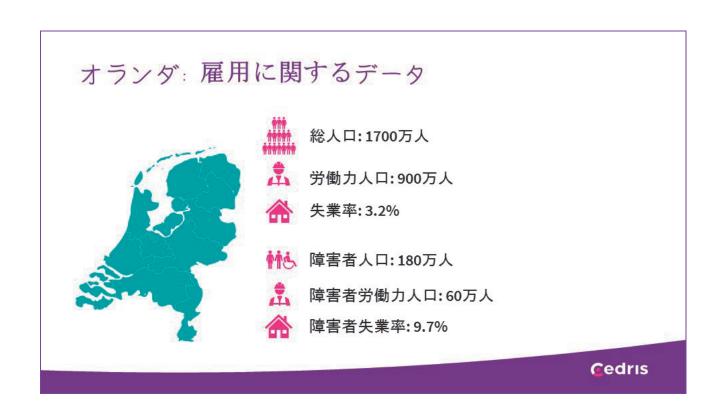
セミナーは埼玉県民共済様から助成を受けて開催いたしました。

併せてお礼を申し上げます。お忘れ物の ないように。

どうもありがとうございました。

資料 I (仮訳)





Cedrisの紹介

- Cedris (オランダ社会雇用事業所全国協会): よりインクルーシブな労働市場を めざす全国協会
- ・会員100社をまとめる統括団体
- ・助言、代理、ロビー活動、知識・事例及び経験の共有
- ・会員の大半は保護雇用・支援付き雇用の提供者。従業員数平均1.000人超。 従業員は、事業所内あるいは(賃金および支援)補助金を受けながら一般労働 市場で働いている。
- 一部はソーシャル・エンタープライズ。他社に比べてはるかに小規模で、特定の製品やサービスに焦点を絞り、障害者に仕事を提供

Cedris

Cednia 会員の多様性

- 規模(従業員/利用者100 3.500人)
- 対象者(精神障害・知的障害・身体障害のある人)
- 以下を実施
 - ・ 国内法: 2014年までは社会雇用法、2015年以降は社会参加法
 - ・若者、難民、(元)受刑者等を対象とした地域/地方プログラム
- 焦点
 - 活動: 長期雇用 vs スキル及び能力の短期研修
 - ・労働市場に注目:事業所内/保護雇用への就職斡旋 事業所以外への就職斡旋と仲介、雇用への移行

共通の目標

- よりインクルーシブな労働市場への貢献
- 障害のある人に適した仕事を生み出し、障害のある人を仕事に適応させる
- 有給の仕事
- 10% 社会起業家(民間企業)
- 90% 地方政府(市町村)がベース/所有の組織
 - 100% 公営 あるいは
 - 民営化("NV〔公開型有限責任会社〕", "BV〔非公開型有限責任会社〕"または財団("Stichting"))
- すべて社会的企業として市場で活動
 - ・ 目標(労働法の実施)達成のために設立 または
 - ・ 社会的アイデンティティ:30%超の雇用主が、労働市場で不利な立場にある人に仕事を提供

Cedris

公的資金か、民間資金か

- 公的資金と民間資金の混合
 - 公的資金:補助金(国→地方政府)
 - ・ 民間資金: 請負契約から得た収益
 - ・民間の顧客:企業...
 - 公的部門の顧客:(地方)政府、教育機関、図書館、病院...
 - ・ 半官半民: リサイクルショップ、駐輪場、ジョイントベンチャー...
 - ▶社会的利益:公開入札での特別受注:仕事の一部は労働市場において不利な立場にある人(または「労働市場から距離のある人」)によって遂行されなければならない。

2015年以降の改革

- 労働市場において不利な立場にある人の雇用(または就職斡旋)を進める社会起業家の役割の拡大
- 国家政府、従業員(労働組合)及び雇用主代表による、雇用/割当雇用 に関する合意 - 'Banenafspraak'
- さまざまな方法で再統合の目標を実施
 - 地方政府の責任の増加
 - 官民両方の社会的企業への委託

Cedris

社会参加法

- 2015年に導入
- 目標:
- 一般労働市場における障害のある人を増やす
- 広範な経済対策
- ・政治的責任は、国レベルから地方レベル(市町村)へ

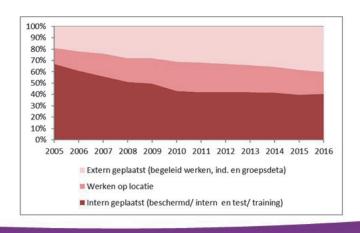
Cedris の使命

- 社会参加法を受けて、使命を再検討
- 自力では最低賃金を稼げない人を対象とした有給の仕事を増やす
- 可能なら一般労働市場で、必要に応じて、ソーシャル・エンタープライズや保護雇用で

Cedris

Wow - 社会雇用法

• 1998年以降、障害のある人を一般労働市場で就労させる試みを重視





支援計画

- 事業所以外への就職斡旋: 個別または集団
- 現場での (集団)労働: 清掃、芝生管理
- 事業所内での労働 (保護されている職場): 下請の仕事: 組立作業・梱包など
- 支援付き雇用: 正規の労働契約、地方政府が支援補助金・賃金補助金のいずれか、または両方を支払う

再統合の手段

- 診断、採用、人と仕事のマッチング
- 従業員の能力開発研修
- 職場での研修と教育
- ジョブコーチ (社会参加法): 4.500 人超
- 賃金補助金(社会参加法):±16.000人が賃金補助金の対象
- ・保護雇用(社会参加法): 2.000人に集中的な支援が必要
- 社会雇用法 (Wsw 1969 2015): 81.000 人の従業員

Cedris

欠かせない6つの手段 (4/3)

- 1. あつらえた仕事: 仕事を求職者に合わせて調整する方法について、専門家が 雇用主に助言
- 2. 保護雇用: 障害を理由に一般雇用の機会が限られている人のために、保護雇用の職場を設ける: 個別支援付きの仕事と職場の改修
- 3. マッチングと指導: 雇用主と従業員の適切なマッチングを確実に行う就職仲 介者。雇用主のニーズを探り、ジョブコーチが職場で従業員をサポート

欠かせない6つの手段 (2/3)

- 4. 従業員のスキル開発: 求職者が皆、すぐに就職できる状態にあるわけではない。例えば、より雇用されやすくなるには、まず働く必要がある。場合によっては、見込みのある仕事のために、特別な修了証や免許証を取得することも考えられる。
- 5. 雇用主のネットワーク: 雇用されにくい人に機会を与えたいと考えている雇用主は大勢いる。しかし、そのような雇用主をどうやって見つけるのか?また、雇用主も、適切な求職者をどうやって見つけるのか? 起業家の言葉を理解し、話をすること、地域のビジネスネットワークを築くことが重要である。

Cedris

欠かせない6つの手段(3/3)

6. 外部委託:直ちに新たな従業員を雇用することが、現状とあまりにかけ離れている場合、派遣サービスを通じた雇用も可能。これにより雇用主は、管理上の負担とリスクを避けられる。ときにはこれが、試験雇用に必要な、適切な後押しとなる可能性もある。









資料 II (仮訳)



Patijnenburg (パテイネンブルグ): 幸せに働くために

- 日本障害者リハビリテーション協会(JSRPD) プレゼンテーション
- Inge Vermeulen(インゲ・フェルミューレン)、Patijnenburg取締役
 - 2019年9月26日







Wowestland
ondernemen met je

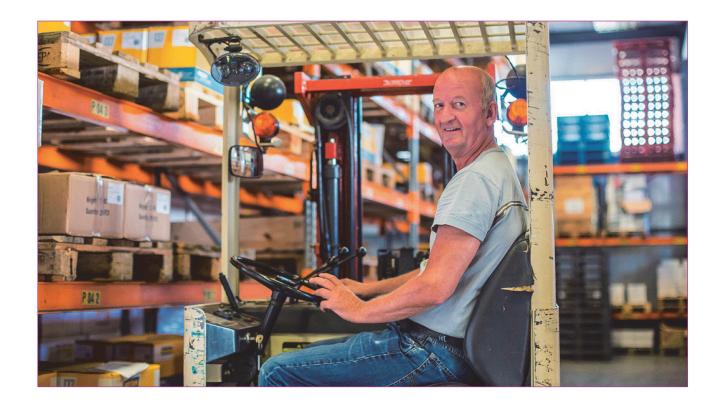


Patijnenburg

Patijnenburgは66年間にわたり、**労働市場から疎遠になってしまった人々の就労**を支援し続けてきました。

私たちは、個々の能力や才能に応じた**適切な職探し**のみならず、人々の**自己成長の促進**をも支援しています。

mo westland
ondernemen met je ...!

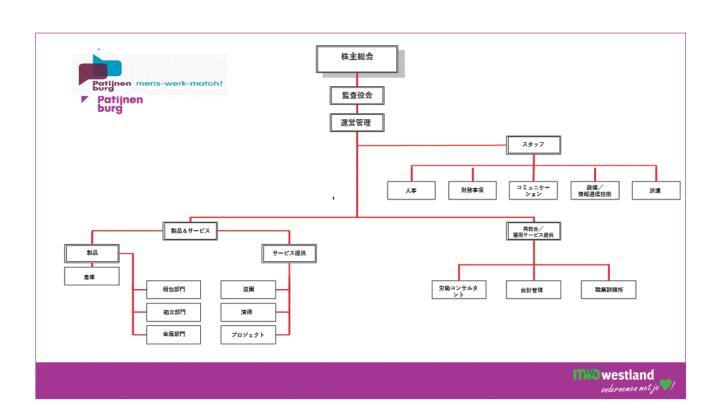




事実と数値

- 2017年、Patijnenburgは財団から政府企業となる
- 社会福祉関係の職場の従業員約300名(外部派遣26%) および、保護的環境下の新規従業員23名、
- その他の従業員60名
- 予算合計1500万、市場売上高 → 400万
- ・社会雇用規定に対する政府補助金 → 650万
- 再統合付随予算プロジェクトなどに対するウェストラントの寄付 → 120万







ビジョン

「私たちの使命は、**有給/通常職**と、求職を希望するにも関わらず**自力では就職できない**人々を結びつけることです。

活動の原点は、人々の**才能を信じる**こと。彼らがどんな障害を持っているのかではなく、その才能に目を向けます。

私たちは、人々が不必要に傍観させられているのを放っておく社会ではなく、**誰もが自分の能力に応じて貢献できる**社会を望んでいるのです」





使命

「働くことが人々を**幸せ**にし、働く人口の増加が地域(ウェストラント)の活性化を促進します」

活動がもたらす恩恵:

- 経済的自立能力と自尊心
- 個々の成長
- 歓びと帰属意識
- 尊敬と感謝の念





中核的価値観 (コアバリュー)

Patijnenburgの求める中核的価値:

- ・ 歓びと労働による充実感
- 結果
- 尊敬と感謝の念
- 信頼性
- 自己成長





内部の対象グループ

- 自治体の福祉援助対象者 (ステータス保有者、55 歳以上を含む)
- 社会雇用法 (障害者)
- 保護的環境下における作業 (特別支援グループ)
- 就労協定(企業内障害者)
- ・ 受給資格を持たない求職者







外部の対象グループ

- 求人活動を行うウェストラントの雇用主
- 作業の外注を希望するウェストラントの雇用主
- (再) 就職をして福利厚生を受ける(申請する) ことを希望する従業員候補者

westland
ondernemen met je **!





外部委託の作業

- 組み立て、電子部品の組み立て
- 梱包
- 金属加工
- 土地整備、緑化保全
- パートナーとの共同サービス提供
- o Toussaint Bedrijfscatering (トゥーサン・企業向けケータリング)
- Fill Schoonmaakdiensten (フィル・クリーニングサービス) および B2-Cleaning (B2-クリーニング)







提供する雇用サービス

- クイックスキャン
- 個別アドバイス
- ノーリスク・ポリシー
- 雇用者チェック
- 試験的配属
- ジョブコーチング(配属後のアフターケア)







仕事を探す

求職の軌跡:

- o One Stop Shop(ワン・ストップ・ショップ)による情報提供/作業面談
- o作業の把握/作業の習得工程
- oワークアカデミー
- oジョブコーチング







ヘメーンテ・ウェストラント

ヘメーンテ・ウェストラント: Patijnenburgは、基礎自治体へメーンテであるウェストラントの委託を受け、社会雇用法 (Wsw) および参加法の枠組内における再統合を実施しています。

ヘメーンテは、オーナー(企業株主)、クライアント(社会問題担当当局経由)、共同事業パートナー(企業側社会的責任者)、そして財政担当であります。







地域共同体

Patijnen WSP Haaglanden (WSPハーグランデン)

- デン・ハーグ市、デルフト市(ミッデン=デルフラント)、レイスウェルク、および UWV(被雇用者保険代理店)にあるWSP(雇用者サービスポイント)
- 雇用者による明確なアプローチおよびサービス提供
- 調整済み機器セット (ツールボックス)
- 産業指向の共同事業:各分野:
 - ✓建設、エンジニアリング
 - ✓ 輸送、物流、卸売
 - ✓ 政府、教育
 - ✓介護、福祉



westland
ondernemen met je

最新ニュース



VLP flexibele afscheidingen (VLPフレキシブル・パテー ション) がPatijnenburgに て企業動画を制作



2018年度の年次報告およ び歳計が承認される



Essa Adood(エッサ・ア ドード)がC型運転免許証 を取得



Industria Lighting(インダストリア・ライティング)の代理 店担当者がPatijnenburgを訪問



Patijnenburgが250名の従 業員を採用 – 社会的責任を 担うホットな環境



Patijnenburgの従業員は ウェストラントのクリーン な町づくりに貢献



Naar Archief

Patijnenburgとウェストラント によるMilieustraat(ミリウス トラート)の共同事業は金賞



WOSがソーシャル・プレイ ン・ウェストラントの紹介 動画を放映





詳細については?

我々の新ウェブサイトをご覧ください:

www.patijnenburg.nl

TwitterまたはFacebookからもフォローできます。

westland
ondernemen met je

関連資料(オランダソーシャルファーム実態調査日程表)

●9月24日(火)

9:30-11:15 見学(担当:ベア スミット)

・知的障害者が住み、働く農家 オンス フェルラング

12:00-13:00 見学(担当:ペトラ ヤンマート)

・調理学校 ザ カラー キッチン

13:30-14:00 セミナー(担当:ヴィル ペータース)

•UW

14:00-15:00 見学

・各種技術者育成部門、パッキング工場 等

15:00-16:30 セミナー、見学(担当:ヘレーン ハインスブルック)

・セドリス ソーシャルファーム企業連合

●9月25日(水)

10:15-11:30 見学(担当:ヘンリー ヨーストラ)

・ヨーストラ ストゥール ヘルゾルハー社 中古椅子修復リサイクル販売会社

12:30-15:30 セミナー、見学(担当:オノ フェルモーテン)

・職業実践企業 レーリースタット社 大規模観賞植物工場

●9月26日(木)

ウエストランド市

10:15-10:45 セミナー(担当:インゲ フェルムールン)

・ソーシャルファーム パタイネンブルグ社

10:45-11:00 プレゼンテーション(日本障害者リハビリテーション協会)

日本事情

13:30-14:45 見学(担当:マデロン クノープ レオ ファン ジョン)

・ライクスワーン

世界第4位の種会社(野菜の種では世界第2位)

15:00-15:45 見学(担当:マデロン クノープ)

・世界園芸センター

16:00-17:00 対談(担当:マデロン クノープ)

·ファン デル クナープ社

グローバルな植物栽培成長と発根培地のトップメーカー

アムステルダム概要

アムステルダム(オランダ語: Amsterdam)は、オランダの 北ホラント州の基礎自治体(ヘメーンテ)であり、オランダ 最大の都市である。人口 820,654 人(2012 年)、都市圏人 口は 2,289,762 人にのぼる。商業や観光が盛んなヨーロッ パ屈指の世界都市である地名は「アムステル川のダム (堤防)」の意

元々は小さな漁村だったが、13 世紀にアムステル川の河口にダムを築き、町が築かれた。16 世紀には海運貿易の港町として、ヨーロッパ屈指の都市へと発展した。現在のアムステルダムは、アムステルダム中央駅を中心に市内に網の目状に広がる運河や、その運河に沿って並ぶ無総督時代の豪商の邸宅、自転車、飾り窓の女性たち、アンネ・フランクの家などで広く知られる。



Travel-zentech.jp

出典:ウィキペディア

ソーシャルファームに関するセミナーの開催実績

DINF 障害福祉保健研究情報システムにて、過去のソーシャルインクルージョンおよびソーシャルファームに関するセミナー情報を公開しています。(http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf.html)

- イタリアソーシャルファームの実地調査報告会(2017.9.17)
- 日本型ソーシャルファームの推進に向けて 2016 年国際セミナー(2016.9.18)
- フィンランドソーシャルファームの実地調査報告会(2015.10.21)
- ドイツソーシャルファームの実地調査報告会(2014.9.17)
- 英国ソーシャルファームの実地調査報告会(2013.11.8)
- インクルーシブな障害雇用の現在―ソーシャルファームの新しい流れ(2012.6.17)
- ソーシャルファームに関する意見交換会(2012.6.16)
- 国際シンポジウム「ソーシャルファームを中心とした日本と欧州の連携」(2011.1.30)
- 国際セミナー「障害者の新しい雇用―インクルーシブな雇用の実現」(2010.1.31)
- 国際セミナー「障害者の一般就労を成功に導くパートナーシップ」(2009.2.1)
- 国際セミナー「ヨーロッパとアジアのソーシャルファームの動向と取組みーソーシャルインクルージョン を目指して一」(2008.1.20)
- 国際セミナー「各国のソーシャルファームに対する支援」(2007.1.28)
- 国際セミナー「世界の障害者インクルージョン政策の動向」 ソーシャルファームの経営と障害者支援活動—(2006.1.15)
- 日英セミナー「障害者のための社会的な仕事と雇用の創出」(2005.1.16)

会場風景









事務局

公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 情報センター 〒162-0052 東京都新宿区戸山 1-22-1(戸山サンライズ内)

TEL: 03-5273-0796 FAX: 03-5273-0615

E-mail: dinf-j@dinf.ne.jp